

## Ⅱ 世界の貿易ルール形成の動向

### 1. 多国間貿易ルールの必要性と課題

#### (1) 自由化プロセスとしてのWTOの評価と課題

##### ■ 多国間貿易ルール形成の新たな可能性を模索

「ドーハ開発アジェンダ」(ドーハラウンド)は、2011年12月の第8回WTO閣僚会議にて満10年の節目を迎えた。しかしラウンドそのものは2008年7月の決裂以降、目立った進展のないまま停滞が続いている。多国間貿易ルールの策定と、貿易自由化機会の拡大という立法面で、WTOは十分に機能を果たすことができていない。貿易における立法の場は「マルチ」から「バイ」へ、つまりWTOから自由貿易協定(FTA)へと移っている。

一方、立法機能の低下を、WTOそのものの機能不全ととらえるのは不正確である。まず各国の貿易措置の監視機能がある。2008年のリーマン・ショック以降、保護主義的措置が増加したものの、WTOが一定の歯止めとなっていることは疑いない。さらにWTOの強力な司法機能は、貿易紛争の解決において威力を発揮している。しかし、立法機能が現代の貿易課題に対応できない状況が続けば、司法機能の維持も難しい。合意方式の見直しを含む立法機能の回復が急務である。

過去1年でみると、立法面でもラウンドの枠外では一定の成果があった。まず97年以来断続的に交渉されてきた政府調達協定の改正が妥結し、2012年3月末正式署名に至ったことと、ロシアのWTO加盟が、93年にWTOの前身であるGATTへの加盟を申請してから18年を経て実現したことが挙げられる(図表Ⅱ-1)。

さらに最近では、貿易自由化および国際通商ルール形成の重要なツールとして任意の複数国間(プल्ली)による合意形成に注目が集まりつつある。主だった動きとしては、WTO傘下の情報技術協定(ITA)の関税撤廃対象となるIT品目の拡大に向けた交渉の本格化と、「国際サービス協定」構想が挙げられる。

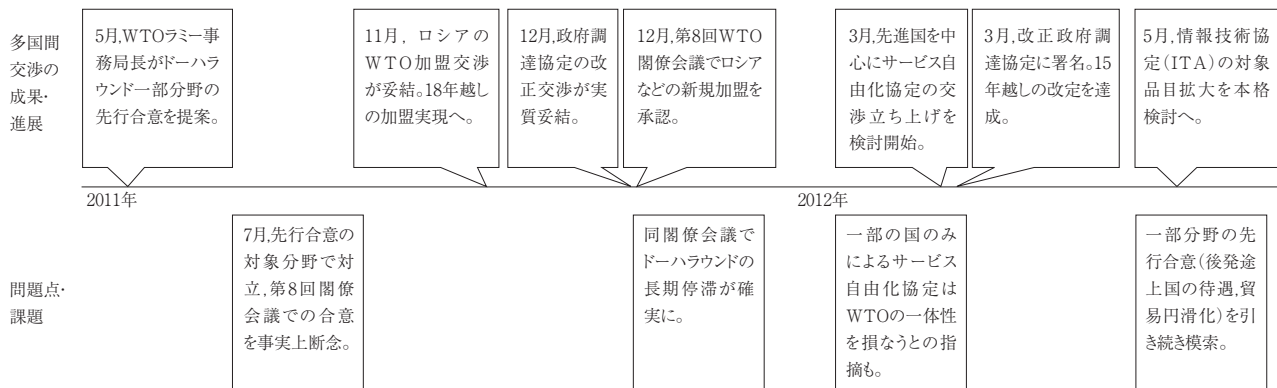
FTAが増加する現在、貿易ルールが乱立するという意味で「ルールのスパゲティボウル」とも呼び得る現象が懸念されつつある。そのような状況下で、プल्ली合意は過度のFTA競争と貿易システムの分極化を防ぎ、WTOを支える役割を果たしうるものとして期待される。

プल्ली合意の一つ目の動き、ITAは96年のWTOシンガポール閣僚会議の成果として開始された自由化スキームで、半導体、コンピュータ、通信機器など情報通信技術関連約180~200品目(各国の約束内容により異なる)の関税撤廃などを内容とする。当初29カ国でスタートしたが、現在では参加国は75カ国にのぼり、対象品目の世界貿易の96~97%をカバーするという点で、プल्ली合意のロールモデルとして言及されることも少なくない。ロシアもWTO正式加盟後、速やかにITAに加盟することを約束している。

一方、技術の進歩に伴い「情報技術(IT)製品」の分野は拡大する一方であり、協定の対象品目の見直しが課題となっている。追加が期待される品目としては例えば、リチウムイオン電池、医療機器(電子内視鏡など)、デジタルビデオカメラなどが挙げられている(図表Ⅱ-2)。

ITAの対象品目拡大は98年ごろから議論されてきたが、各国の利害関係の不一致から拡大提案はたびたび頓挫してきた。しかし2012年5月のITA委員会では、日本、

図表Ⅱ-1 2011~12年の多国間貿易体制の主な成果と問題点



〔資料〕WTO事務局資料、WTO Reporter (Bloomberg BNA) 他、各種報道から作成。

図表Ⅱ-2 主な情報技術協定 (ITA) 対象品目および追加が議論される品目例

＜現在のITA品目＞ 推定貿易規模1兆3,100億ドル程度	＜想定される拡大内容＞ 想定拡大規模2,000億～3,000億ドル程度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータおよび周辺機器:PC,サーバーコンピュータ,プリンタ,モニター,スキャナーなど</li> <li>・通信機器:携帯電話,ファクス,テレビ電話など</li> <li>・半導体:メモリー・チップ,ウエハー, CPU,半導体製造装置など</li> <li>・ソフトウェア:アプリケーションソフトを収録するCD-ROMなど</li> <li>・プリント回路:回路,基板,コンデンサなど</li> <li>・その他レジスター,ATM,抵抗器など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子家電への対応:ナビゲーションシステム,デジタルビデオカメラ,デジタルテレビ,DVDプレーヤー,ICレコーダーなど</li> <li>・先端産業への対応:電子内視鏡,リチウムイオン電池</li> <li>・情報通信機器の対象拡大:デジタル複合機,船舶用信号システム,GPS等レーダー機器類</li> <li>・インターネット技術への対応:受信機器,データ処理機器,各種部品,メディア</li> <li>・情報通信機器製造装置</li> <li>・その他対象品目の拡大:明確化:アンテナ線,各種ケーブル,増幅器,光増幅器,ヒューズ,変圧器,光ファイバーなど</li> </ul>

- [注] ①実際の対象品目はHS番号に基づく各国の約束表に従う。拡大内容は各種提案に基づく。  
 ②推定貿易規模および想定拡大規模は、欧州国際政治経済研究所 (ECIPE) の試算を参考にした。  
 [資料] WTO事務局資料,「主要国によるWTO協定実施状況」(2006年,ジェトロ), ECIPE資料から作成。

米国、韓国などが品目拡大の交渉開始を提案するコンセプトペーパーを発表し、議論が本格化した。EUは、対象品目の拡大を、関係品目の貿易における非関税障壁の撤廃とセットで交渉するという従来の主張を取り下げた。これにより交渉のハードルは下がる。7月下旬には拡大に積極的な国・地域が、対象とするべきと主張する350以上の品目リストを提示した。

もう一つのプल्ली枠組みでの動き、「国際サービス協定」構想は、多国間の交渉枠組みそのものを変えていこうという動きともいえる。サービス自由化交渉はドーハラウンドの主要議題の一つであるが、その交渉方式(リクエスト・オファー)の複雑さや、そもそもサービス分野の自由化に積極的な国は先進国が中心であることから、リクエストを提出する国自体が加盟国の3分の1程度にとどまるなど、交渉は行き詰まりをみせていた。

2012年に入ってから、米国を中心に、全WTO加盟国ではなく高度なサービス自由化を志向する国・地域のみでプल्लीのサービス協定の交渉立ち上げを模索し始めた。ITAは、その成果である対象品目の関税撤廃が最恵国待遇(MFN)ベースで全加盟国に適用されるのに対し、「国際サービス協定」では、交渉の成果も参加国に限るべきとの提案が米国などから出されている。米国は、MFNベースでの適用を認めることは、協定非参加国の「フリーライド」を許すことになるとして強い反対を示してきた。2012年7月現在、日本を含む20カ国・地域程度が構想への参加意思を表明し、同9月以降より具体的な検討に入るとしている。

日本にとってのサービス貿易の関心分野は、金融、建設・エンジニアリングなどのインフラ関連サービスへの

参入や、通信、専門サービスなど。ASEAN諸国やインドなどアジアの途上国とは、日本はFTAを通じて二国間ベースでのサービス自由化をWTOに先行して進めており、WTOのサービス交渉では、中国、ブラジル、米国などのサービス市場に関心を示してきた。ブラジルに対しては金融分野では保険、特に再保険業務への参入条件や通信分野で電気通信事業への参入条件の整備などを求めてきた。中国に対しても金融分野、特に、自動車保険の販売業務や証券事業の自由化などを求めている。ただし目下のところ、中国、ブラジルといった有力途上国は、プल्लीのサービス協定に消極的な姿勢を示しており、これらの国の参加は見込みにくい。

なお膠着するドーハラウンドについては、一部の分野で先行合意(アーリーハーベスト)を目指す動きもある。後発開発途上国(LDC)原産品の原則無税化および輸入数量制限の撤廃や、LDCに対する一部のWTO上の義務(サービス分野の自由化など)の免除といったLDC関連の議題については、早期に決着するべきであるというコンセンサスが形成されている。さらに、個別の交渉分野の中では、貿易円滑化交渉の早期妥結への期待が高い。貿易円滑化交渉は協定化に向けて条文のドラフト作成が進んでいるものの、途上国への特別かつ異なる待遇の供与などの点で対立が残っている。

ドーハラウンドは全加盟国での、全交渉分野の一括受諾方式を原則としてきたが、ラウンドの停滞が続き、早期の立法機能回復が求められる中では、プल्ली合意の活用や、アーリーハーベストも有力な打開策となり得る。

### ■政府調達協定の改正

政府調達協定の改正は15年越しの成果である。国際調達市場の拡大という意義だけでなく、WTOの枠組みにおけるルール形成のプロセスが一定程度機能していることを印象付けたという点でも意義を有するといえる。

改正の内容は大きく分けて協定の条文テキストの改定と、協定の対象となる調達の範囲の拡大という2点である。条文テキスト改正は、現行ルールの明確化や使いやすさの向上を図った手続き面での修正が中心である。変更内容としては、電子調達を含む手続きの簡素化、差別的な措置を撤廃するためのルール強化などが挙げられる。

協定の対象となる公共調達の範囲拡大は主に、調達分野ごとの①協定の対象となる政府機関の特定と、②協定の対象となる調達の基準額の見直しが内容である。今回の合意では、協定の対象となる政府機関の拡大では一定の具体的成果があったものの、調達基準額は日本、韓国など一部を除きおおむね据え置きとなった(図表Ⅱ-3)。

政府調達が各国のGDPに占める割合は、2002年の

図表 II-3 改正政府調達協定に基づく主な国際調達拡大内容

分野	国・地域	改定に基づく約束内容
対象となる政府調達基準額の引き下げ	日本	中央政府機関が国際開放する物品およびサービス（建設・エンジニアリングを除く）の調達基準額を13万SDR（1,600万円）から10万SDR（1,200万円）に引き下げ。
	韓国	政府関係機関が国際開放する物品の調達基準額を45万SDR（約68万ドル）から40万SDR（約61万ドル）に引き下げ。
対象となる政府機関の範囲の拡大	日本	旧協定の発効以降に政令指定都市となったさいたま市、静岡市、岡山市など7市（改定合意後に政令市となった熊本市を除く）を調達対象地方政府機関として新たに追加。
	米国	対象となる中央政府機関として、新たに連邦エネルギー規制委員会（FERC）、連邦労使関係院（FLRA）など10機関を追加。
	EU	新規加盟国の中央政府機関や政府関係機関を中心に約200の政府機関を新たに協定の対象とすることを約束。
	カナダ	地方政府機関（10州および3準州の州政府）を対象に追加（注②）。
	韓国	ソウル、釜山（プサン）、仁川（インチョン）の3特別市・広域市の各区を新たに調達対象地方政府機関に追加。
	台湾	高雄市の合併拡大に伴い、地方政府機関の調達対象が拡大。

〔注〕①政府調達協定では、加盟国・地域は1) 中央政府機関、2) 地方関係機関、3) 政府関係機関の3区分について、それぞれ対象となる基準額と対象機関の範囲を約束する。

②カナダは旧協定合意時には州政府の調達を約束に含めていなかったが、実際には今回の合意以前の2010年2月に約束を見直し、州政府を含めた。

〔資料〕WTO事務局資料、経済産業省資料から作成。

OECDのリポートによれば15～20%にのぼるといわれる。では政府調達協定は、どの程度の政府調達額をカバーするのか。統計の制約から正確な集計は難しいが、主要加盟国によるWTOへの報告に基づき推計すると、協定対象調達額は1兆3,500億ドル程度と考えられる（図表II-4）。またWTOは、今回の改正により800億から1,000億ドルの調達が協定の対象になると述べている。

図表 II-4 政府調達協定主要加盟国・地域の国際公開調達規模  
(10億ドル, %, 年)

国・地域名	協定対象調達 (注①)	GDP比	名目GDP	対象年 (注②)
米国（注③）	861.8	6.0	14,292	2008
EU	402.2	2.4	16,994	2007
日本	29.5	0.5	5,869	2010
カナダ	3.1	0.2	1,338	2009
韓国	2.9	0.3	1,015	2010
スイス	2.5	0.8	325	2003
ノルウェー	9.1	2.4	375	2009
台湾	8.0	1.9	430	2010
シンガポール	16.8	8.8	190	2008
香港	10.4	4.6	224	2010
加盟国・地域計(注④)	1,353.7	2.8	41,319	-

〔注〕①協定の対象となる規模の調達額の合計。実際には、国ごとの業種制限などから、必ずしもすべての入札が国際調達の対象となったとは限らない。また公表内容は国・地域により異なる。

②対象年は、各加盟国・地域がWTO事務局に提出した直近の報告の対象年。当該年の名目GDPを採用。

③米国の対象調達額はWTO事務局資料（WP/ERSD-2011-15）を参考に推計。

④WTO報告のない加盟国（イスラエル、アイスランド、アルメニア）はGDP比の係数を2.8（対象10カ国の単純平均値）として推計した。その他の加盟国（オランダ領アルバおよびリヒテンシュタイン）は規模が小さいため集計外とした。

〔資料〕WTO事務局資料、内閣官房資料、WEO（IMF）、OECD資料を基に作成。

一括受諾を基本とするWTO協定の中で、政府調達協定は加盟を義務としないプブリ協定の一つであり、加盟国は日本、米国、EUなど先進国を中心に、EU加盟国を含め42カ国・地域にとどまる。政府調達ルールの実効性を高めるためには途上国の参加が不可欠であるが、途上国の多くは、政府調達のルール化に消極的であり、加盟国の数は伸び悩んでいる。ドーハラウンドにおいては、「政府調達の透明性」という、政府調達の規律強化に比べて参加のハードルを下げた緩やかな交渉の立ち上げが模索されたが、結局合意が得られず、見送られたという経緯がある。

現在、中国など9カ国が協定への加盟を申請中である。中国はWTO加盟時点で政府調達協定へ加盟の意向を表明したものの、米EUなどは広い対象範囲と、既加盟国と同程度の水準の基準額の設定を中国に求めており、交渉は難航している。

中国は2011年11月に最新のオファー（2007年12月、2010年7月に続く第3回提案）を提出した。過去の提案では、協定の対象となる機関について、地方政府機関や政府関係機関が明示されていなかった。第3回提案では中央政府61機関に加え、新たに地方政府機関（北京、天津、上海の3直轄市および江蘇省、浙江省）の調達（それぞれ教育、運輸、農業など各30機関程度）を協定対象とすることが提案された。しかし、米国やEUなどは、自治区を含めたすべての省における調達を対象とすべき、またそれぞれの基準額においても中国の提案が不十分、などと指摘している。中国は各国からの指摘を踏まえ、2012年中に新しい提案を行うとしている。

ロシアも、正式加盟後に政府調達協定への加盟を申請することを約束している。中国やロシアが加盟すれば政府調達協定がカバーする世界の公共調達は数百億ドルから数千億ドルの規模で大幅に拡大することが推定され、早期の参加が期待される。

#### ■ ロシアWTO加盟の影響

WTO加盟国が世界貿易に占める割合は2010年ベースで95.0%であった。非加盟国の中では、ロシアが約2.4%と最大である。そのロシアの加盟により世界貿易の97%以上がWTO加盟国間の貿易となる。

ロシアの加盟申請はGATT時代の93年にさかのぼる。57カ国との二国間交渉の中で最後まで難航したのはグルジアであったが2011年11月、争点となっていた両国の領



土問題において一定の合意に達したことを背景に妥結に至った。そして第8回閣僚会議において承認され、2012年7月に国内の批准手続きを完了し、同8月22日の正式加盟が決定した。

WTO加盟国は、同じく第8回閣僚会議で加盟承認されたモンテネグロとサモアが先に正式加盟を果たし、2012年5月10日時点で155カ国となった。ここに、ロシアとバヌアツが加わり、近く157カ国となる。さらに、後発開発途上国の新規加盟交渉を簡易化する新ガイドラインが採択されたことも、ラオス、イエメンなど今後の新規加盟を後押しする。

既加盟国にとっては、ロシアをはじめ非加盟国がWTOに加盟することは、ルールの順守や関税率など貿

易制限の透明性向上といった点で望ましいことはいうまでもない。他方、非加盟国が、国内貿易制度の変更や、その国だけに適用される厳しい加盟条件の順守を約束してまで、WTOへの加盟を実現させようとする背景には、やはりWTO加盟国の地位、ひいては多国間貿易体制の一員に加わることにそのものに、痛み以上の価値を見出しているためといえよう。

ロシアのWTO加盟は日本企業にとってどのような影響をもたらすか。ロシアは加盟約束として、現行WTOルールの順守以上にさまざまな「WTOプラス」の約束を受諾している（図表Ⅱ-5）。特に、資源調達におけるメリットが挙げられる。World Trade Report 2010(WTO)によれば、ロシアは世界の資源（鉱物資源・石油資源・

図表Ⅱ-5 ロシアWTO加盟約束概要

分野	概要
物品関税の削減	全品目の平均譲許税率を2011年の10.0%（実行税率）→7.8%（譲許税率：上限）に削減。（農産品：同13.2%→10.8%，工業品：9.5%→7.3%） 約束した譲許税率は、全品目の3分の1以上を加盟時に即実施。大半は加盟3年後までに実施される。重要品目では豚肉が8年、自動車・ヘリコプター・民間航空機が7年。
自動車・自動車部品	【完成車】 ガソリン車およびディーゼル車は2011年の30%→加盟7年後まで段階的に削減し15%に。電気自動車も20%→加盟5年後までに15%。 【自動車部品】 原則として現行の実行税率の水準を譲許税率に設定（一部品目は実行税率を上回る譲許税率を設定）。バンパー、シートベルト、ギアボックスなど主な自動車部品：5%，乗用車用ガソリンエンジン：10%，車体：15%など。
一般機械	ブルドーザー・昇降機：2011年の実行税率0%に対し、加盟時の譲許税率10%→加盟3年後5%，スクレーパー：2011年の実行税率10%に対し、加盟時の譲許税率15%→加盟3年後10%など。
電気機器・IT製品	液晶・プラズマテレビ：2011年の実行税率10%に対し、加盟時の譲許税率20%→加盟3年後10%，携帯電話：2011年の実行税率5%に対し、加盟時の譲許税率5%→加盟1年後0%など。情報技術協定（ITA）に規定されるIT製品：2011年の平均実行税率5.4%→ITA加盟後、段階的に0%。
農産品	酪農品：2011年の平均実行税率19.8%に対し、加盟約束実施後の平均譲許税率14.9%。穀類：同15.1%→10.0%。油脂・植物油：同9.0%→7.1%。 畜産物などに対し関税割当を設定。牛肉：関税割当内税率15%（割当外は55%）。豚肉：割当内税率0%（割当外は65%）。2020年初より関税割当を撤廃し、譲許税率25%。家禽類：割当内税率25%（割当外は80%）。
補助金	貿易歪曲効果のある国内農業補助金の上限を2012年は90億ドルとし、2018年の44億ドルまで段階的に引き下げる。農業輸出補助金は設けない。
非関税障壁	輸入数量制限、輸入ライセンスなどWTO非整合的な非関税障壁は撤廃し、再導入しない。各種規制の透明性確保を約束。
サービス貿易の自由化	WTOの区分による155サービス分野のうち、116分野についてサービス市場の自由化を促進、または現状以上に規制しないことを約束。
電気通信サービス	加盟4年後までに、現行49%となっている外国資本比率上限を特定事業について撤廃。国際電話サービスなどについて、反競争的行為の禁止や、相互接続の義務化などを定める基本電気通信合意に参加。
金融サービス	【保険】 加盟9年後に、外国保険会社の支店設立を認可。加盟後5年間は生命保険および強制自動車保険については、自由化を約束しない。 【銀行業・証券業】 外国銀行による現地法人および駐在員事務所の設定を認可。個々の国内銀行への外国資本比率制限は設けないが、ロシアの金融システム全体に対する外国資本比率は50%に制限。
運輸サービス	【国際海上運送】 制限を設けないことを約束（ただし、資源開発などにおけるロシア海運事業者の優先について権利を留保）。 【道路運送】 道路運送サービスの提供に使用する車両の登録義務、道路運送サービスの運転手をロシア国民に限定することを除き、制限を設けない。
流通サービス	卸売、小売り、フランチャイズ事業について、加盟後即時に100%外国企業出資を認める（武器、医薬品など一部事業を除く）。
輸出税	700以上の品目について上限を設定する。木材は現行の25%（一部は従量税）の輸出税を、加盟後は一定量まで13～15%に。水産品は現行の5～10%の輸出税を加盟4年後までに0%に。
貿易関連投資措置	2018年7月までに、TRIMs協定等のWTOルールに整合的でない貿易関連投資措置（投資に付随した優遇税率の適用など）を撤廃する。
TBT/SPS	TBT協定（貿易の技術的障壁に関する協定）、SPS（衛生植物検疫措置）協定の義務を順守する。関連する国際基準の適用を進める。
知的財産権	TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）のすべての規定を移行期間なしで適用する。著作権などによって保護されたコンテンツの違法配信を行うウェブサイトの運営に対する規制、取り締まりを約束。
政府調達	WTO加盟後4年以内に、任意加盟である政府調達協定への加盟交渉を開始。

〔資料〕WTO事務局、外務省資料から作成。

林水産品) 輸出額3.2兆ドルのうち、唯一シェア10%を上回る3,412億ドルを輸出する世界最大の資源輸出国である。資源を中心とした700品目以上の輸出に対する課税に上限を設けたことは、資源輸入に頼る日本にとっては調達の安定性を高める効果が期待できる。

製造業では、特に自動車産業が「自動車投資プログラム」の撤廃や完成車の関税引き下げなどに期待感を示す。他方、自動車部品、ブルドーザー、一部家電(デジタルカメラ、薄型テレビ)など、加盟時点の譲許税率が、現在の実行税率を上回っている品目も少なくない。加盟後に実行税率が引き上げられる可能性も否定はできず、今後の動向に留意が必要である。

サービス業種では金融、電気通信など幅広い分野で、少なくとも現状以上に規制を設けないことが約束され、企業活動の安定性が高まる。保険業では加盟9年後に、外国保険会社が業務上の拠点として支店を設立することが認められる。

## (2) 多国間貿易ルールとして機能するWTO体制

### ■形を変える保護主義

景気の先行きが不透明な時期に保護主義への懸念は高まる。リーマン・ショック時も例外ではなく、不況による企業の経営悪化に伴い、一部の国が自国産業の保護や雇用安定化の目的で、貿易や投資の自由化に逆行するような政策を導入するケースが頻発した。

WTOはこうした各国の動きを監視する役目を担っており、OECDとUNCTADと共同で定期的にレポートを作成している。2012年5月に公表された第7次共同報告によると、G20が2011年10月から2012年5月中旬までに新たに導入した保護主義的措置は124件だった。ひと月

あたりの措置導入件数は17.7件と、第5次報告時点(20.3件)よりも少ないが、全体として勢いが衰える様子はない(図表II-6)。

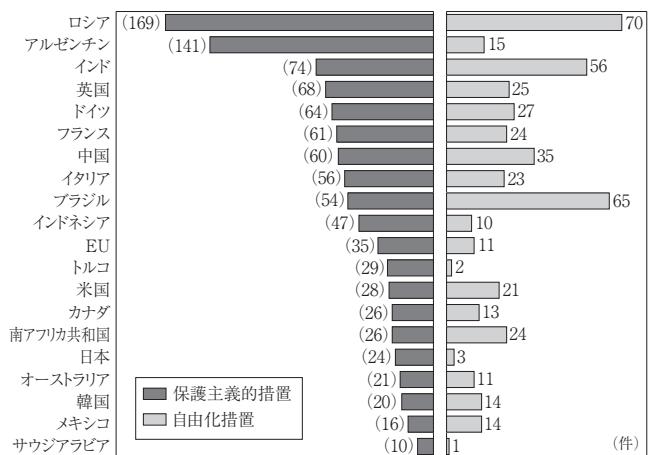
独自に通商政策をモニタリングするGlobal Trade Alert<sup>(注1)</sup>(以下、GTA)によると、2010年第4四半期以降、欧州の財政不安、新興・途上国での失業率悪化やインフレ懸念などの要因が引き金となり、国内産業保護の論調に対応すべく保護主義的措置に訴えるケースが増加した。

現在起こりつつある保護主義の第二の波は、リーマン・ショック直後とは様相が異なる。特徴として挙げられるのが、①大国による措置拡大、②関税措置から非関税措置への移行、③措置の長期化、である。

まずGTAの集計によると、G20による措置が世界全体に占めるシェアは、2009年の6割から2012年には8割に上昇した。影響力の強い国による措置が時を追うごとに相対的に増加していることを意味する。G20はこれまでもたびたび、直近では2012年6月のロスカボス・サミットにおいても保護主義の回避を約束してきたが、それにもかかわらず状況は好転していない。

図表II-7では、G20が2008年10月以降に導入した措置の件数を示した。関税引き下げなどの自由化措置と保護主義的措置とを同時に導入してきた国が多い。保護主義的措置のみを比較するとロシアが最多で、アルゼンチン、インドが続く。ただし、ロシアは2012年7月までWTO

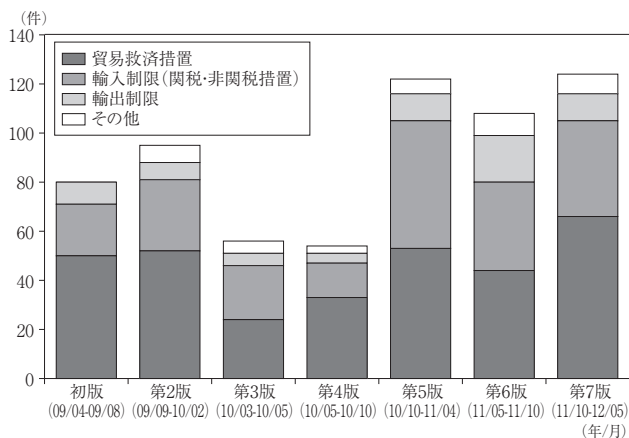
図表II-7 G20による保護主義的措置件数(累計)



[注] 2008年10月から2012年5月末時点までに実施された措置の累計件数。

[資料] Global Trade Alertから作成。

図表II-6 WTOレポートに基づくG20による保護主義的措置



[注] ( )内は措置の集計期間。

[資料] 図表II-8とも、WTOから作成。

(注1) 英国の政策シンクタンクCenter for Economic Policy Researchが立ち上げた通商政策監視のためのイニシアチブ。世界各国が実施または検討している通商政策を根拠資料と併せて随時リストアップし、定期的に報告書も発表している。

未加盟であったためルールに従う義務がなかったこと、データベースの性質上、譲許税率以下での関税引き上げや政府によるビジネス支援といった、ルールにただちに抵触しないような措置も含まれていることに留意が必要である。

2012年以降の措置として注目されているのは、アルゼンチンによる輸入事前審査制度、同国によるスペイン石油開発企業レプソルの子会社YFPの国有化、インドによる国産太陽光パネルの使用義務付け、ブラジルによる輸入車に対する工業製品税引き上げ、インドネシアによる鉱山での外資保有制限、同国による原材料の輸出禁止などである。アルゼンチンの輸入措置に関しては2012年2月以降実際に、メキシコ、ブラジル、チリといった近隣国からアルゼンチンへの輸出が2ケタ減を続けるなど、数字にも影響が出ている。先進国を中心とした14カ国・地域は3月に、この措置に対する懸念を表明する共同声明を出し、5月にはEUがWTOに提訴した。

先進国においても一定の措置が報告されているが、リーマン・ショック直後と比べて規模は縮小気味だ。米国では当初バイアメリカン条項や産業向け補助金が話題となったが、深刻な懸念を呼ぶような措置は最近ではとられていない。英国の件数が多いのは、外国人労働者の入国条件や外国人学生のビザ厳格化といった、人の移動を制限する措置が多く導入されたためだ。

以上が国別の状況だが、措置の内容にはどのような変化が生じているのだろうか。リーマン・ショック直後には、主に食糧、消費財、機械部品といった品目の関税引き上げや、政府による特定産業への支援が多発した。最近ではこのような措置が減る一方で、その他の非関税措置が一定の割合を維持している。輸出制限、輸出補助金、輸入規制、貿易の技術的障害（TBT）、衛生植物検疫措置（SPS）、ローカルコンテンツ要求、通関手続の遅延など、関税以外の障壁はすべてこれに該当する。2008年10月から2012年5月末までの保護主義的措置の累積件数のうち、非関税障壁は45.1%と約半分を占める。非関税措置は一時的な関税引き上げよりも透明性を欠く場合が多く、より悪影響が大きいと、GTAは指摘する。特に2011年以降多発したのが資源や食糧への管理強化で、国内世論への対応として支配的な手段となりつつある。

最後に、新規に導入される措置にも増して、既存の措置が今でも撤廃されず継続していることが問題となっている。WTOは、2008年10月以降維持されている保護主義的措置が、世界の貿易を3%程度抑制したと試算した。適用終了が明確に認められたものは18%に過ぎず、撤廃のスピードも鈍化している。GTAによると、日本も2008年10月から2012年5月末までに、他国による計371件の

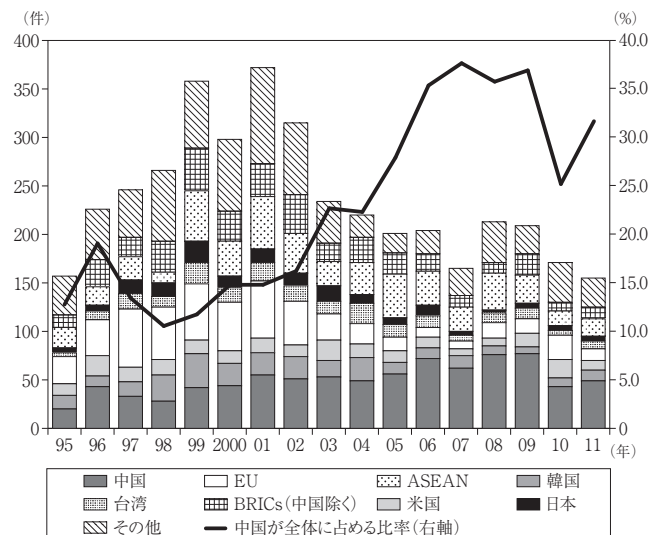
措置により何らかの影響を受けた可能性がある。

### ■中国に対する貿易救済措置が増加

アンチダンピング措置、相殺関税、セーフガードといった貿易救済措置は、景気後退時に増加しやすいといわれる。貿易救済措置の9割を占めるアンチダンピング調査の件数は、2008年第4四半期から2009年第3四半期にかけて若干増加したが、件数の水準はピーク時（2001年）の6割程度にとどまり、長期的には減少傾向にある。

一方で、2001年のWTO加盟以降、中国を対象としたアンチダンピング措置が増加していることが特徴として挙がる（図表Ⅱ-8）。80年代から措置を多用していた米国、カナダ、EU、オーストラリアに加え、中国加盟以降は、鉄鋼製品や化学品を対象にインド、アルゼンチン、ブラジルといった新興・途上国による利用も増えた。特に2005年以降は、中国のWTOルール順守状況に対する様子見期間は終わったとの認識が広まったことにより、対中シェアが上昇してきたと考えられる。中国が標的となる背景には、相手国からみた中国との貿易赤字拡大や、中国の一部業種における国営企業による独占や不十分な市場開放があると指摘される。対象国・地域別のアンチダンピング措置発動率と課税税率を比較すると、中国に対するアンチダンピング調査が発動に至る確率はほかの対象国と比べて極めて高い上、課される税率は、高い場合には全対象国の平均の倍にもなる場合がある<sup>(注2)</sup>。中国が加盟国でない頃は、関税引き上げにより国内への流入を阻止できたが、加盟後はWTOルールの範囲内で対

図表Ⅱ-8 対象国・地域別アンチダンピング調査件数と対中調査シェア



[注] EUは、EUと個別加盟国それぞれに対する調査件数を合算。

(注2) Chad P. Bown, "China's WTO Entry: Antidumping, Safeguards, and Dispute Settlement," *NBER Working Paper*, No.13349, Aug., 2007.



抗策をとる必要が生じた結果、対中案件が増えたかたちだ。

アンチダンピング措置の件数が減少傾向にあるのとは対照的に、その他の貿易救済措置では最近頻繁に調査が実施されている。相殺関税に関する調査は2011年には23件、2012年4月現在も11件を数える。米国、カナダ、EUといった先進国・地域による調査が中心だ。セーフガードに関しても、2011年の調査件数は前年の20件から11件へと半減したものの、発動件数としては、最多であった2003年に次ぐ水準（11件）に迫った。インドネシアによる措置が多い。

保護主義に対する全般的な評価としては、1930年代の大恐慌の教訓により、リーマン・ショック後の約4年間で当初危惧されたような深刻な保護主義に陥ることはなかったとの見方が多い。世界の貿易額も一時的な落ち込みを経て順調に回復してきた。各国はWTOルールの範囲内で振る舞い、あからさまな協定違反には走らなかった。相互監視に加えて、工程間分業の深化やサプライチェーンの発展が保護主義の抑制に役立ったとの指摘もある。今やどの国も世界のサプライチェーンの一部であるため、むやみに措置を発動すれば結果的に自国に跳ね返る。

ただこれまでみたように、最近の保護主義はリーマン・ショック直後とは性質が異なる。WTOルール下での特定国への差別的扱いや、既存ルールではカバーしき

れない非関税措置導入の実態がある。こうした措置にいかに対処するかが今後の課題だ。最低限でも当面継続すべき相互監視について、日本政府は2012年のダボス会議で、各国による措置の進捗状況をフォローアップすべきだと主張した。これを受けWTOは、今後のレポートでは新規導入措置とともに、2009年以降の措置改善状況も公表し、監視の実効性を高めるとしている。

### ■基準認証制度におけるWTOルールの明確化

貿易制限的措置の中で非関税措置がますますクローズアップされている。WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」(TBT協定)に基づき各国・地域がWTOに通報した新たな規格・認証基準等は過去数年、毎年1,000件を超え、2011年も1,212件にのぼった。同協定の内容は、取引相手国の輸入規格がWTOルールに違反する可能性はないかを判断する上で、輸出や海外展開を行う企業にとって重要である。WTO発足後、TBT協定がWTO紛争解決機関において審査された例は少なかったが、2012年に入り三つの事件でWTO上級委員会がTBT協定の違反を認定し、協定解釈の明確化が進んだ(図表II-9)。

TBT協定のポイントは第一に、ある国の措置が「強制規格」に当たるかである。TBT協定は対象となる規格など各種技術的要件を、遵守が義務付けられる「強制規格」と、義務付けられていない「任意規格」に分けている。ある国の強制規格を満たさない商品は、その国に輸入し、販売することはできない。一方、任意規格を満たさなく

図表II-9 最近の主なTBT紛争にみるTBT協定の主要論点

論点(条文)	概要	米国クロープ入りたばこ輸入措置(2010)(DS406)	米国マグロ輸入措置(2008)(DS381)	米国COOLラベリング制度(2008)(DS384, 386)
		上級委員会報告2012年4月	上級委員会報告2012年5月	上級委員会報告2012年6月
		香料たばこを禁止する米国の法令がメントールたばこを規制対象外とする点につき、クロープたばこを米国に輸出するインドネシアが違反申立て。	イルカ誤獲を防止する目的で、特定的手段で水揚げされたマグロに「イルカ安全」表示を許容する米国の措置についてメキシコが違反申立て。	牛肉の「米産」表示基準を厳格化する米国の表示義務(COOLラベリング要求)について、カナダ・メキシコが違反申立て。
強制規格に該当するか(協定付属書1)	産品が有する特性や生産工程、生産方法の順守を義務付ける措置であること。実質的な義務付けも含まれ、該当範囲は広い。	○(該当する) 「香料入り」という特性をもったたばこの米国内での生産や販売を禁止する強制規格。	○(該当する) 「イルカ安全」表示がなくても米国内で販売できるとはいえ、実質的には表示は義務に等しい。	○(該当する) ラベル要求は強制規格。ただし、実施に関する農務長官書簡は強制規格に該当しない。
他の国の原産品より不利な待遇を受けていないか(2条1項)	輸入品に対し不利な影響があり、その影響が正当な規制上の区別の結果ではなく、同種の国産品または他の輸入品に対する差別に由来する。	○(違反) クロープたばこ、規制外のメントールたばこは同種産品であり、扱いにおいて差別が存在。	○(違反) メキシコの漁法と、他の漁法の扱いに差別を認定。差別を否認したパネル判断を覆す。	○(違反) ラベル要求は国外の生産者に過度の負担を課し、輸入品を恣意的に差別するもの。
必要である以上に貿易制限的ではないか(2条2項)	強制規格の目的が正当であることと、その目的を達成することが可能な、より貿易制限効果が小さい代替措置が存在するかがポイント。	×(違反なし) 目的(健康の保護)は正当。インドネシアは、代替措置の存在を主張していない。	×(違反なし) メキシコの提示した代替措置は、目的を達成するには不十分。パネルの違反認定を覆す。	—(違反の有無を判断せず) パネルの違反認定は、事実確認が不十分。措置の目的(消費者への情報提供)は正当。
強制規格と国際規格の関係(2条4項)	関連する国際規格が存在する、またはそれに近い場合は、その国際規格またはその関連部分を強制規格の基礎として用いる。	論点の対象外	×(違反なし) 国際イルカ保護プログラム(AIDCP)が国際規格であるとのパネル意見を否認。	×(違反なし) 米国の措置は食品規格委員会(Codex)の規準に違反しない。

[注] 各紛争のカッコ内の数字は、WTO紛争解決機関に付託された年および案件番号。

[資料] WTO紛争解決機関報告、WTO協定から作成。

でも輸入、販売はできる。輸出国の側からすれば、強制規格に適合しない場合、輸出できないという目に見える不利益があるが、任意規格に適合しない製品でも輸出はできるため、仮に輸入国で同製品の市場シェアが下落したとしても、当該の任意規格によって不利益を被っていることの立証が難しい。TBT協定上も、より直接的に違反要件が明記されているのは強制規格である。そのためTBT紛争では、問題となっている措置が強制規格か、任意規格か、あるいはいずれの規格でもなく単なる輸入制限措置（TBT協定の対象外）なのかが最初の論点となる。最近の事例では紛争解決機関は、形式上は義務的な措置ではなくても、実質的に順守が義務付けられているに等しい場合も強制規格に該当すると判断するなど、TBT協定の主要な規律対象である強制規格の範囲を広く解釈している。

第二のポイントは強制規格の無差別原則である。無差別原則に違反するのは、①比較する輸入品と国産品、または他国の輸入品が物理的特性、最終用途、関税分類、さらに消費者の嗜好と習慣といった観点で比較可能な同種製品であり、②強制規格によって輸入品に不利な待遇が与えられており、かつ③その不利な待遇が強制規格による正当な規制の結果によるものではなく、差別に由来する場合である。TBT協定において特に重要なのは③である。強制規格は、適格品と不適格を区別するため、結果的に輸入を制限する場合も少なくない。WTO上級委員会は、輸入品に対する制限が、完全に「正当な規制上の区別（legitimate regulatory distinction）」によるのであれば容認されるが、そうでなければ国産品、または他国の輸入品に対する正当化できない差別に当たるという基準を最近の判例を通じて示している。

第三のポイントは強制規格が「必要である以上に貿易制限的」でないかという点である。この判断では、より貿易制限効果の小さい代替措置が存在するか、が特に重要である。ある強制規格が「必要以上に貿易制限的」とあると主張する国は、同じ目的を達成できて、かつ貿易を制限する効果がより小さい措置の存在を立証することができれば、協定違反の存在が認められる。しかしWTO上級委員会は一貫して、ある措置が代替措置として適切だと認定することには慎重な姿勢を示している。

TBT協定ではその他、関連する国際規格が存在する場合、それを強制規格の基礎とすることや、「適合性評価」つまり、ある製品が規格に適合しているかを判断する手続きが適正であるかなどの論点も重要である。

FTAでも基準認証にかかわるルールが含まれる場合が少なくなく、最近ではWTOプラスのルールも議論されているとはいえ、多くのFTAの基準認証ルールは、

WTO協定の内容を確認するにとどまっている。基準認証の分野におけるTBT協定の役割は、近年の判例の発展により、一層大きくなっているといえるだろう。

### (3) WTOルールを超えた貿易ルールの必要性

保護主義に対する監視や、TBT協定を含む既存ルールの機能など、WTOが果たしてきた役割は大きい。他方、ラウンドの停滞などで多国間貿易ルール形成が国際社会のスピードに追いついていないことの弊害も指摘される。以下では各国の輸出制限措置への対応、企業活動のグローバル化に伴い進化を続ける主要国の競争法への対応という二つの論点を取り上げる。

#### ■輸出制限措置の動向

鉱物資源や食糧作物などの生産国が、これら資源の輸出を制限する措置をとる事例が増えている。新興国の台頭による資源や食糧需要の増大と、近年の資源価格高騰を背景に、こうした資源を確保することの国策としての重要性が高まっているためだ。

各国は食糧価格の上昇や資源枯渇への対策であることを輸出制限措置の正当化事由に挙げている。しかしWTOはG20諸国の措置について、過去のG20会合で誓約されたスタンス（少なくとも現在の基準以上に貿易制限的な措置をとらないという約束）に反するものであると指摘する。

WTOの輸出ルールは、その例外の多さに加え、判例の蓄積も少ないことから輸入に対する規律に比べて機能していない。多国間における明確な輸出規律が欠如した状況では、各国が輸出製品の相対的な価格優位性を増幅させる、または自国産業の生産を拡大するなどの目的で、輸出制限を導入する可能性は否定できない。

WTOによればリーマン・ショック後（2008年10月～2012年5月中旬まで）の輸出制限措置の導入数ではインドが21件で最も多く、中国とロシアが12件で続く（廃止されたものおよび緩和措置を除く）。インドは2012年に入ってから、綿花の時限的輸出禁止（輸出許可制に移行）や、小麦の輸出許可制度など、特に食糧分野で新たな措置を導入した。

日本企業にとっては、資源の安定的な調達が必須課題であり、輸出制限措置だけでなく、投資規制を含めた各国の政策は無視できない。例えばインドネシアは、2009年施行の鉱業法に基づき2012年2月、銅やニッケル鉱石の生産・輸出を行う外資企業に対し、同国内で製錬を行うための設備投資を義務付ける政令を発表した。今後も途上国を中心に、国内産業保護育成目的の政策が現地進出企業による資源輸出の足かせとなる可能性が懸念され



図表II-10 世界のレアアース輸出額・シェア推移

	(100万ドル, %)					
	2008年 金額	2009年 金額	2010年 金額	2011年		伸び率
	金額	金額	金額	金額	構成比	
東アジア	864	442	1,168	3,324	78.6	184.4
中国	687	310	940	2,667	63.1	183.8
日本	156	109	157	280	6.6	78.2
ベトナム	0	12	21	150	3.6	609.5
NAFTA	43	33	94	408	9.6	334.4
米国	41	32	82	298	7.0	265.2
EU	142	79	114	326	7.7	185.8
ドイツ	22	23	35	81	1.9	126.9
エストニア	10	7	7	89	2.1	1097.5
ロシア・CIS	19	13	26	108	2.6	309.8
ロシア	14	10	20	51	1.2	160.6
世界(ジェトロ推計)	1,114	585	1,427	4,227	100.0	196.3

[注] レアアース(希土類金属・希土酸化物・化合物)は、HS番号2805.30, 2846.10, 2846.90として定義した。

[資料] 各国・地域貿易統計から作成。

ている。

中でも、世界のレアアース(希土類金属、希土酸化物、化合物)輸出の6割以上を占めてきた中国の政策に注目が集まる。中国は2010年以降、レアアースの管理強化を進めてきた。これに対し日本政府は2012年6月、米国、EUとともに中国のレアアースおよびタンゲステン、モリブデンに対する輸出制限措置(数量制限、輸出税、最低輸出価格の設定)についてWTO紛争解決パネルの設置要請を行い、同7月23日にパネルが設置された。中国の輸出制限に対しては、既に2012年1月にコークス等原

材料9品目についてWTO上級委員会が、数量制限禁止違反や中国加盟議定書に基づく約束の不履行などの決定を行っている。今回のレアアース紛争でも類似の判断が下されるというのがおおかたの見解である。

2011年後半に急騰したレアアース価格は2012年に入り落ち着きをみせてはいるものの、2012年6月現在でもなお、2011年初旬の価格水準を大幅に上回っている。各国は中国に代わる調達先の開発を進めており、2011年にはベトナム、ラオス、米国などが大幅にレアアース輸出を伸ばしている(図表II-10)。

日本政府および企業も、レアアース資源の安定調達のために、これまでの中国依存から脱却すべく輸入先の多角化を図っている(図表II-11)。さらに、レアアースに代わる代替原料の確保やリサイクル技術の開発なども急ピッチで進めている。他方、レアアースでもジスプロシウムなど重希土類は埋蔵地域に偏りがあり、調達の多角化が容易ではないこと、また代替技術の開発に成功してもそれを商業ベースにのせるにはコストがかかるなど、課題も多い。その意味ではやはりWTOなどで国際的に輸出制限を規制する枠組みが強化されることが望ましい。

図表II-11 レアアース利用に関する日本企業・政府の取り組み例

	事業主体	概要
調達先の多角化	豊田通商/双日	2012年5月、ベトナム・ドンバオ鉱床の共同開発を進める覚書を現地企業ライチャウ・レアアースと締結。主にランタン(光学レンズなどに使用)、セリウム(ガラス研磨剤など)、ネオジム(モーター磁石など)の生産を行う。2011年10月の日越両首脳共同声明で確認されたプロジェクト。
	双日/石油天然ガス・金属鉱物資源機構	2011年3月、オーストラリアのライナス社に2億5,000万ドル(約200億円)を出融資し、同社が保有するマウント・ウェルド鉱山産レアアース(セリウム、ランタンなど)を10年間、日本へ輸入する長期契約を結んだ。
	日立金属	2011年8月、米レアアース大手モリコープと、ネオジム磁石原材料の供給基本契約を締結。モリコープは米カルフォルニア州に世界有数のレアアース鉱山であるマウンテン・パスの権益を保有する。
	豊田通商	2012年8月からインドの政府系資源開発会社インディアンレアアースと共同で、レアアース酸化物を生産・輸出予定。年間約3,000~4,000トン確保する。
レアアース利用を抑制する技術開発	信越化学工業	エアコンコンプレッサに用いる高性能磁石原料のジスプロシウムの使用量を半分に抑える生産設備を実用化した(2012年5月報道)。
	パナソニック	三菱化学、産業技術総合研究所と共同で、高性能蛍光灯に用いられるユーロピウム、テルビウムを2割減らしても性能を維持する技術を開発した(2011年8月報道)。
	経済産業省	2011年度「レアアース・レア金属使用量削減・利用部品代替支援事業」として、省・脱ジスプロシウム磁石モーター実用化開発事業など計49件を12年2月に採択し、補助を実施。
リサイクル技術	ホンダ/日本重化学工業	2012年4月、回収した使用済みのハイブリッド車用ニッケル水素電池に含まれるレアアース混合物のミッシュメタルを、リサイクルプラントの量産工程で抽出する技術を確立、同4月下旬より世界で初めてリサイクル開始。
	日立グループ	廃棄製品(または使用済み製品)を対象としたレアアース磁石の分離・回収技術の開発、および回収した磁石の環境配慮型再生技術の研究に取り組む。
	環境省	2011年、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に、小型電気電子機器リサイクル制度および使用済み製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会を設置。対象にレアアースを含める。

[資料] 『中国経済』(2012年4月号、ジェトロ)および各社プレスリリース、各種報道などから作成。

レアアース紛争など、WTO紛争解決機関の判例の蓄積が進めば輸出に関するルールはある程度明確化される。しかし例えば輸出関税の規律がないなど、現在の輸出ルールが不十分である以上、司法機能による現行ルールの解釈だけでは限界があり、立法機能による多国間での一定の輸出ルール整備が望まれる。

## ■競争法の発展と日本企業の課題

企業活動のグローバル化に伴い、主要国・地域の競争法(反トラスト法、独占禁止法など国によって呼称は異なる)への十分な対応が求められてい

る。中国（2008年）、インド（2009年本格執行）など、途上国の多くは比較的近年になって競争法が制定されており、米EU以外の主要国の競争法への目配りも必要となってきている。競争法は国内法制でありながら外国企業への影響が大きいと、国際的なルール形成によって透明性が高められることが望ましい。しかしドーハラウンドでは競争政策に一定の国際的な合意を形成すべく交渉の立ち上げを目指したが頓挫したという経緯があり、早期のルール化は期待できないのが現状である。競争法がカバーする範囲は独占または優越的地位の濫用、ライセンス協定、再販売価格維持など幅広いが、国際的な影響の大きい分野は、カルテル規制とM&A審査の2類型である（図表Ⅱ-12）。

①カルテル

カルテルについては、2000年代はリニエンシー制度（カルテル当事者が当局に情報提供を行う見返りに制裁金の減免を認められる制度）の普及によって摘発が進み、欧米では高額な制裁金が課せられる事例が後をたたない。またブリヂストンと横浜ゴムが関与した2007年のマリンホースカルテル事件のように、主要国の競争当局間の協力が進み、大型の国際カルテル摘発が目立ってきていることも近年の特徴である。なお同カルテルの摘発でも、横浜ゴムがリニエンシー申告をしている。

カルテルに関する最近の動きとしては米国の反トラスト法違反における個人（執行役員など）の刑事罰強化が挙げられる。2012年1月には、自動車部品の価格カルテルおよび入札談合で日系メーカーが有罪答弁を行い、幹部4名が15カ月から2年の禁固刑に服することに同意した。刑期2年は、シャーマン法違反で米国において服役する外国人としては最長。個人に対する刑事罰強化の背

景として、企業に対する制裁金はビジネスコストとして認識されることもあり、カルテル実施に対する十分な抑止力となっていないという米司法省の認識がある。

また、米国当局による反トラスト法違反の刑事訴追は、従来米国企業の事案が過半を占めていたが、2011年に初めて外国企業を対象とする事案が米国企業を上回った。これはカルテル事案の国際化・大型化の結果といえる。

その他カルテルをめぐる動向としては、EUで、2011年11月EU一般裁判所が、2007年に欧州委員会がガス絶縁閉閉設備カルテル参加に関し、日本企業などに命じていた1億ユーロを超える制裁金を無効とする判断を下したことが注目された。三菱電機と東芝の2社は、カルテル制裁金の根拠となる売上高の算出における欧州企業との不平等な扱いを主張し、認められた。しかし、制裁金は無効になったものの、カルテルへの関与認定自体は維持された。

欧州委員会は2012年6月、同判決を受けて、3割程度の減額修正を加えた上で両社に再度制裁金を課す決定を行った。EUでは欧州委員会の制裁金に加え、カルテルの被害者による損害賠償訴訟への対応も企業の負担となっている。2社はこうした将来の私的訴訟のリスクも背景に、EU司法裁判所に上訴した。本件は、増加する欧州委員会のカルテル決定に対し、EUの裁判制度に訴えるという方策を示したものの、EUカルテル規制への対応の難しさを改めて浮き彫りにしたともいえる。

②M&A審査

M&A審査については、中国独禁法の発展と、日本の企業結合規制の改正に伴う事前相談制度の見直しなどによって、M&A実施に先立って、当該M&Aが影響を及ぼす対象国・地域の事前届出審査をクリアすることが

M&A実務の必須課題として定着してきた。

近年のM&A審査の実務における特徴としては、複雑なM&A案件の増加に伴い、「問題解消措置」（M&Aの実施を承認する条件として、競争法当局が実施企業に対し、事業分割など、競争環境の悪化を回避する目的で特定の行為を要求する措置）のあり方が、M&A審査における当局の介入措置の核心になっている現状がある。半面、M&A不

図表Ⅱ-12 競争法の国際的適用への対応の必要性

＜背景＞	
● グローバル競争が深化、その弊害として企業間の協調行動も多様化	→ 国際カルテルの取り締まり強化、競争当局間の連携強化
● クロスボーダーM&Aの増大	→ 各競争当局によるM&A事前審査への対応が必須に
● 国際的ルールが欠如。2000年代、途上国の多くが競争法を新規制定	→ 各国・地域ごとに異なる競争法体系への対応が必要
● 競争法の「域外適用」が一般化	→ 自社が拠点を持たない国・地域での競争環境にも目配りが必要
＜競争法の国際適用の2大テーマ＞	
カルテル規制	企業結合規制（M&A審査）
・ 価格協定、入札談合、市場分割、生産制限等	・ 合併など一定規模以上の株式・資産の取得
→ 「協定」だけでなく「情報交換」も対象に	→ 市場に影響のある各国・地域に事前届出
・ エスカレートする制裁金	・ 各当局の承認を得ることがM&A実施の前提
→ 企業経営を圧迫しかねないリスク要因	→ すべての審査クリアに1年以上要する例も
・ 「リニエンシー」（課徴金減免）制度が浸透	・ 必要な届出を怠ると制裁金の賦課
→ 摘発件数が拡大、思わぬ飛び火も	→ M&Aの影響が及ぶ対象先の見極めが重要
・ 米国では個人への競争法適用を強化	・ 承認に条件が付けられる場合も
→ カルテルに関与した執行役員に禁固刑	→ 「問題解消措置」への対応が必要になる

〔資料〕『WTOハンドブック』（2003年、ジェトロ）、各種セミナーに基づく情報などから作成。

認可がもたらす社会的な影響に配慮して、各当局は総じて申請されたM&Aの却下には慎重である。

2008年の中国の独占禁止法施行以来、注目されてきたのが中国のM&A審査の運用である。中国商務部は運用開始半年後に米コカ・コーラ子会社による中国飲料メーカー匯源果汁の買収禁止を発表。コカ・コーラという著名企業による中国ブランドの買収に待ったがかかったことで内外から注目が集まった。その後、2011年末までに商務部反独占局は382件の事業集中(M&A)案件の審査を完了した。問題解消措置の実施を伴う条件付き同意が2012年5月末現在までで計13件あるものの、コカ・コーラ案件以降、禁止命令は出ていない。問題解消措置の発令件数も、米、EU当局と比べてむしろ少ない。

しかし、依然として反独占局の執行を問題視する声がある。特に、審査に要する期間が他の当局に比べ長期化しやすいことや、発令される問題解消措置の内容が特殊な場合があることが問題に挙げられる。米ウエスタンデジタルによる日立子会社の買収などハードディスクドライブ市場での企業結合の承認においても、日米欧の当局が一律の問題解消措置を命じたのに対し、中国は独自の措置を下した。主要国では当局間の国際協調が進む中、中国当局のM&A審査が「国際的な企業結合実務の大きなく乱要因となる」との専門家の指摘もある。

#### ■ 国有企業と競争

先進国を中心に、中国などの国有企業による貿易・競争阻害を指摘する声が高まっている。WTOルールには、サービスや補助金の分野で間接的に競争法の要素を含む規定がみられるものの、競争に関する直接の規定はない。中国の場合、WTO加盟議定書の中で、WTO協定にはない義務として国有企業の無差別購入・販売義務や経営への国家不介入を約束している。しかし、これらの規定については、どのように違反を立証できるかという課題もあり、国有企業の貿易慣行に対する多国間ルールが十分であるとはいえない。

FTAにおいては、例えば米シンガポールFTAでは、シンガポールの国有企業によるモノ・サービスの販売・購入は商業的な考慮に従って無差別に行われることといった義務に加え、競争制限的な約束・慣行に関与しないことという、より踏み込んだ義務が規定されている。EU韓国FTAにも、公的企業・特権的企業に対して競争法の原則に反する措置の禁止、両国において公的企業・特権的企業への競争法の原則的適用などの規定がある。

そのほか、国際的な取り組みとしてはOECDが2009年に競争政策に関する議論として、「競争的中立性実現のための提案」において、国営企業と民間企業との「競争中立性」を図るための方策を検討している。

## 2. 世界と日本のFTAの現状と展望

### (1) 世界のFTA締結状況

#### ■ 大国間のFTAの時代へ

世界の自由貿易協定(FTA、発効済み)の数は2012年7月末時点で、221件に上る(関税同盟を含む。WTO通報ベース、世界のFTA一覧は資料「世界と日本の貿易投資統計」を参照)。2000年以降、毎年10件以上のFTAが新たに発効し続けている(図表II-13)。

近年の傾向は地域横断型FTAと貿易規模の大きい国同士のFTAの増加といえる。2011年は発効したFTA11件のうち、8件が地域横断型であった。FTAを重視する中小規模の国同士のFTAがある程度網羅されつつあるとも言えそうだ。年ごとのFTA発効件数は2008年、2009年に各17件を記録し、その後も高いペースを維持しているものの、ひと段落がついた感はある。

貿易規模の大きい国同士のFTAとしては、2011年7月のEU韓国FTA暫定発効、2012年3月の米韓FTA発効が注目された。さらに2012年に入り、米国とEU間でハイレベルでのワーキンググループが立ち上げられ、米EU間FTAの可能性について検討が進められている。仮に締結されれば米国の貿易額(2011年)の17.3%、EUの13.7%

図表II-13 世界のFTA年代別・地域別発効件数

(単位: 件)

	アジア 大洋州	米州	欧州	中東・ アフリカ	ロシア・ CIS	地域 横断	合計
1955~59年			1				1
60~64年		1	1				2
65~69年							0
70~74年		1	1			2	4
75~79年	2					1	3
80~84年	2	1					3
85~89年		1				2	3
90~94年	3	2	4	2	5	2	18
95~99年		5	3	2	17	6	33
2000~04年	9	9	8	5	4	18	53
2005~09年	20	9	5		2	36	72
2010年~	7	4	5			13	29
合計	43	33	28	9	28	80	221
2000年			1	3	1	5	10
2001年	2	4	2		1	3	12
2002年	1	3	3		1	2	10
2003年	3	1	2	1		3	10
2004年	3	1		1	1	5	11
2005年	4				1	7	12
2006年	4	1	2		1	8	16
2007年	3					7	10
2008年	6	3	3			5	17
2009年	3	5				9	17
2010年	4	1	5			1	11
2011年	3					8	11
2012年		3				4	7

[資料] WTOウェブサイト(2012年7月末時点)から作成。



をカバーする大規模FTAとなる。もっとも、2012年6月に公表された中間報告は具体性に乏しく、「早ければ2012年内にも交渉を開始」という野心的な目標の実現には懐疑的な見方も強い。

少なくとも、米EU間の動きや、日本が交渉準備や協議を進めているFTA/EPA（以下、FTAと表記）も含め、今後数年間は、大国間のFTA交渉をめぐる動向が通商交渉の中心となることは間違いない。

### ■世界のFTAの地域的な傾向を俯瞰する

図表Ⅱ-14では、WTOへの通報に基づき世界の主要な国・地域の発効済みFTA数を地図上に示した。FTAの締結には地域的な要因が強く、発効件数そのものの単純な比較が各国・地域のFTA政策の重要度を示すものではないが、ある程度の傾向は読み取ることができる。

地域で見ると、FTAの発効は欧州と環太平洋地域に集中している。EUは周辺欧州諸国との協定網が張り巡らされている上、南アフリカ共和国、チュニジア、エジプトなどアフリカ諸国との経済連携も重視している。EFTA（スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）も同じく周辺国とのFTAが整備されている上、韓国、シンガポール、カナダなど地域横断的なFTA締結にも積極的である。EFTA－南部アフリカ関税同盟（SACU）は数少ない地域貿易協定同士のFTAの一つ。

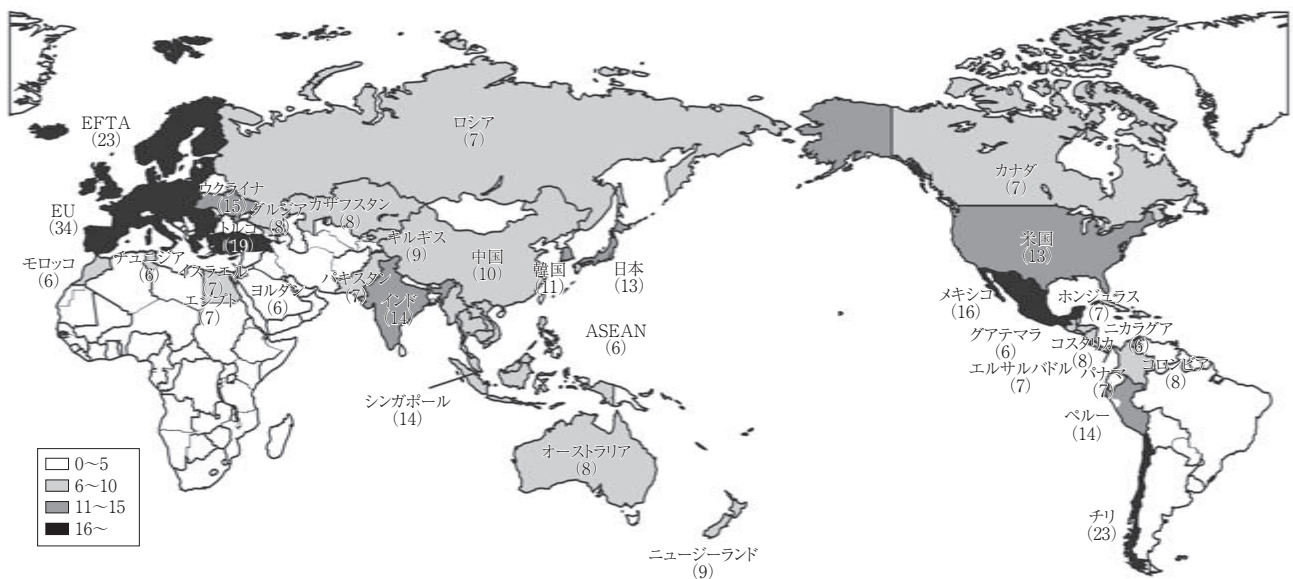
環太平洋地域では、チリ、メキシコ、ペルーといった中南米諸国のFTAに対する積極姿勢が際立つ。これらの国々がFTAを締結することで、さらに次のFTA締結が加速されるという連鎖が地域横断的に起きてきた。2012

年6月にはチリ、メキシコ、コロンビア、ペルーの4カ国首脳が、アジア太平洋地域と中南米諸国の経済関係強化などを目的とする「太平洋同盟」設立に合意した。他方、南米地域ではこのように開放路線をとる環太平洋諸国以外は、FTAの締結数は少ない。ブラジルは特に2008年以前にはWTO中心の通商外交をとってきた上、前節で詳述したとおり近年は保護主義的な政策も導入している。アルゼンチンも保護主義的な傾向が強く、両国が加盟する南米南部共同市場（メルコスール）によるEUなどとのFTA協議も進展がみられない状況だ。

東アジアでは日本、韓国、中国の3カ国はいずれも発効協定数が2ケタに達し、積極的なFTA政策を進めている。ASEANは日、中、韓に加え、オーストラリア・ニュージーランド、そしてインドというASEANプラス6諸国それぞれとのFTA網を2010年に完成させている。またASEANの中ではシンガポールが、米国とのFTA締結のほか、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定のもととなった環太平洋戦略的経済連携協定（通称P4）の原加盟国に名を連ねるなど、チリなどとともにアジア太平洋地域のFTAを加速させる役割を果たしてきた。

その他、旧ソ連のCIS諸国間でもFTAが多く締結されている。他方、アフリカ諸国や中東地域は、一部の国を除き、FTAの数は少ない。この点、FTAによって地域的な貿易格差が広がることのないよう、WTO地域貿易協定委員会などによる一層の監視が求められる。

図表Ⅱ-14 世界の主要国・地域別FTA締結数



〔注〕①発効件数ベース。FTA発効件数が0～5件の国・地域は国名・件数の記載を省いた。  
 ②件数はWTO通報に基づく。ただし、同一FTAの拡大協定など重複がある場合は除いた。  
 〔資料〕WTO事務局資料（2012年7月末時点）から作成。

## (2) 日本のFTA動向

### ■日中韓、日EUそれぞれ前進

世界的なFTA重視の潮流の中、日本も着実にFTA外交を進展させている。日本は2010年11月に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、主要貿易国との間でハイレベルな経済連携つまりFTAの締結を進めることを決定した。震災からの日本経済の復興・再生戦略を定めた2011年12月の閣議決定「日本再生の基本戦略」においても、「経済連携の推進と世界の成長力の取り込み」という目標を掲げてFTAの積極的な締結をうたっている。

アジア・太平洋地域など新興国・地域の増大する需要の取り込みは、日本が経済成長を維持・増進していくために不可欠とされる。世界の成長力を自らの成長に取り込み、世界経済の成長に貢献していくためには、日本が率先して高いレベルの経済連携を進め、新たな貿易・投資ルールの形成を主導していくことが重要である。こうした観点から、日本として主要な貿易相手国を中心に、戦略的かつ多角的にFTAの締結を進めることになった。

過去1年では2011年8月にインド、2012年3月にはペルーとの間で、日本として12、13番目となるFTAがそれぞれ発効した。特に日インドは、日本の発効済みFTAの中で、原産地証明書が発給数でみると、日タイ、日インドネシアに次いで活用されている。

さらに2012年3月にはカナダ、モンゴルとの間でそれぞれ二国間FTA交渉に入ることで相次いで合意した。モ

ンゴルとは同6月に第1回交渉が開催された。

検討段階の二国間FTAとしては、日本は2011年11月からコロンビアとの共同研究を実施しているほか、2012年7月にはトルコとも共同研究を立ち上げることで合意した。

日本にとって初のFTAである日シンガポールが発効(2002年11月)してから、間もなく満10年を迎える。既にシンガポール、メキシコについては協定の改定作業も実施されている。2012年4月には2番目のFTAである日メキシコの改正議定書が発効し、これにより同FTA利用のための原産地証明で、日スイス、日ペルーに続き、認定輸出者自己証明制度が導入された。利用企業の要望に基づいて制度が改善された例といえる。

2011年の貿易金額ベースでのFTAカバー率(一国・地域の貿易に占める、FTA発効済み国・地域との貿易比率)をみると、日本は往復貿易額で18.6%となっている(図表II-15)。日ペルーFTA発効により0.2ポイント押し上げられた。

主要国・地域のカバー率をみると、2012年3月15日の米韓FTA発効により、韓国のFTAカバー率が34.0%に上昇したことが目立つ。韓国にとってはEUとのFTAに続き、貿易額で1割近くに達する大型貿易相手とのFTA発効となった。さらに韓国は2012年5月、日中韓3カ国間のFTAに先行して、中国との二国間FTA交渉を開始した(図表II-16)。締結されれば韓国は輸出先上位3カ国・地域とのFTA網が完成する。そのほか韓国は、2012年3月、トルコとのFTA交渉で枠組み協定および物品協

図表II-15 主要国・地域のFTAカバー率

(単位：%)

		FTAカバー率			発効相手国・地域(往復)		
		(往復貿易)	輸出		第1位		
			輸出	輸入	第1位	第2位	第3位
日	本	18.6	19.1	18.2	A S E A N (14.8)	イ ン ド (1.1)	ス イ ス (1.0)
米	国	38.8	45.3	34.4	N A F T A (28.7)	韓 国 (2.7)	DR-CAFTA (1.6)
カ	ナ	67.1	76.0	58.7	N A F T A (64.4)	E F T A (1.3)	ペ ル ー (0.6)
メ	キ	81.4	92.1	70.7	N A F T A (67.0)	E U (8.1)	日 本 (2.7)
チ	リ	91.2	89.8	93.0	中 国 (19.8)	E U (16.5)	米 国 (15.5)
ペ	ル	75.6	75.0	76.3	中 国 (15.9)	米 国 (15.8)	C A N (8.5)
EU	貿 易 総 額	73.8	72.8	74.9	E U (64.1)	ス イ ス (2.5)	E E A (1.6)
	域 外 貿 易	26.4	29.6	23.6	ス イ ス (6.6)	E E A (4.2)	ト ル コ (3.7)
韓	国	34.0	36.5	31.5	A S E A N (11.6)	E U (9.6)	米 国 (9.3)
中	国	16.2	12.3	20.5	A S E A N (10.0)	台 湾 (4.4)	チ リ (0.9)
イ	ン	17.9	21.6	15.4	A S E A N (9.9)	韓 国 (2.2)	日 本 (2.2)
シン	ガ	62.7	63.6	62.2	A S E A N (23.0)	中 国 (10.3)	米 国 (9.0)
A	S	60.0	59.2	60.8	A S E A N (24.7)	中 国 (13.7)	日 本 (10.4)
オ	ス	26.0	18.2	35.0	A S E A N (14.0)	中 国 (7.2)	ニュージーランド (3.1)
ニュ	ー	47.0	47.7	46.3	オーストラリア (18.8)	中 国 (14.3)	A S E A N (11.8)

[注] ①FTAカバー率は、FTA発効済み国・地域(2012年7月末時点)との貿易が全体に占める比率。率は2011年の貿易統計に基づく。

②略語は、米国とドミニカ共和国・中米諸国とのFTA(DR-CAFTA)、アンデス共同体(CAN)、欧州経済地域(EEA)。

③中国は、香港(7.6%)とマカオ(0.1%)を除く。

④ASEANのFTAの中には未発効国もあるが、すべての加盟国の貿易額を加算。

⑤カナダ、シンガポール、ニュージーランドは再輸出分を除いた輸出統計を採用。

[資料] 各国政府資料、DOT(IMF)、各国貿易統計から作成。

図表Ⅱ-16 日本、韓国、中国のFTA進捗状況

(単位：%)

		日本		韓国		中国	
		発効済み	輸出入 構成比	発効済み	輸出入 構成比	発効済み	輸出入 構成比
アジア 大洋州	ASEAN	発効済み	14.8	発効済み	11.6	発効済み	10.0
	シンガポール	発効済み	2.1	発効済み	2.8	発効済み	1.7
	マレーシア	発効済み	2.9	発効済み (ASEAN)	1.6	発効済み (ASEAN)	2.5
	タイ	発効済み	3.7	発効済み (ASEAN)	1.3	発効済み (ASEAN)	1.8
	インドネシア	発効済み	3.1	発効済み (ASEAN)	2.9	発効済み (ASEAN)	1.7
	ブルネイ	発効済み	0.4	発効済み (ASEAN)	0.2	発効済み (ASEAN)	0.0
	フィリピン	発効済み	1.2	発効済み (ASEAN)	1.0	発効済み (ASEAN)	0.9
	ベトナム	発効済み	1.3	発効済み (ASEAN)	1.7	発効済み (ASEAN)	1.1
	インド	発効済み	1.1	発効済み	1.9	(APTA加盟国)	2.0
	オーストラリア	交渉中	4.5	交渉中	3.2	交渉中	3.2
	ニュージーランド	-	0.3	交渉中	0.2	発効済み	0.2
	モンゴル	交渉中	0.0	-	0.0	-	0.2
	日本	-	-	交渉中断中	10.0	-	9.4
	中国	-	20.6	交渉中	20.4	-	-
	韓国	交渉中断中	6.3	-	-	交渉中	6.7
	日本/中国/韓国	年内交渉開始予定	26.9	年内交渉開始予定	30.4	年内交渉開始予定	16.1
	台湾	-	4.4	-	3.0	発効済み	4.4
	香港	-	2.7	-	3.1	発効済み	7.6
	マカオ	-	0.0	-	0.0	発効済み	0.1
パキスタン	-	0.1	-	0.1	発効済み	0.3	
北米・ 中南米	米国	-	11.9	発効済み	9.3	-	12.2
	カナダ	交渉開始合意	1.3	交渉中	1.1	-	1.3
	メキシコ	発効済み	0.9	交渉中	1.1	-	0.9
	チリ	発効済み	0.7	発効済み	0.7	発効済み	0.9
	ペルー	発効済み	0.2	発効済み	0.3	発効済み	0.3
	コロンビア	共同研究	0.1	交渉妥結	0.2	共同研究	0.2
	コスタリカ	-	0.1	-	0.1	発効済み	0.1
欧州	EU	予備協議完了	10.5	発効済み (暫定)	9.6	-	15.6
	EFTA	-	1.3	発効済み	0.7	-	0.6
	スイス	発効済み	1.0	発効済み (EFTA)	0.3	交渉中	0.4
	ノルウェー	-	0.2	発効済み (EFTA)	0.3	交渉中	0.2
	アイスランド	-	0.0	発効済み (EFTA)	0.0	交渉中	0.0
その他	トルコ	共同研究開始に合意	0.2	交渉中 (物品仮署名)	0.5	-	0.5
	環太平洋パートナーシップ (TPP)	交渉参加に向け協議	26.4 (18.0)	-	22.2 (5.6)	-	24.3 (17.6)
	湾岸協力会議 (GCC)	交渉中	9.7	交渉中	10.4	交渉中	3.7
FTAカバー率	発効済み計	18.6	発効済み計	34.0	発効済み計	16.2	

[注] ①率は2011年の貿易統計に基づく。

②APTA：アジア太平洋貿易協定。

③TPPの上段はカナダ、メキシコを含む対11カ国の構成比、下段はそのうちFTA未発効相手国の構成比。

④中国のFTAカバー率（発効済み計）には香港、マカオは含めていない。

[資料] 各国政府資料、各国貿易統計から作成。

定に合意し、仮署名を行った。サービス、投資分野は引き続き交渉を続けるが、物品については2013年初の発効が有力視されている。

日本も主要な貿易パートナーとのFTA締結に向けた取り組みを漸進させている。まずEUとは、2011年5月に首脳間で予備協議入りで合意し、同7月以降協定の対象範囲を検討する「スコーピング作業」を進めてきた。スコーピング作業では、特にEU側から日本の非関税措置への関心が示されてきた。代表的な分野としては自動車（新技術に対する審査の迅速化・簡素化、自動車整備工場の面積制限の緩和）、医薬品・医療機器（新薬などの審査の迅速化・簡素化）、食品添加物（添加物の指定手続

きの迅速化・簡素化）、酒類（卸売免許の要件緩和）など、約30の分野が議論されてきた。作業は2012年5月末に終了した。EUとしては日本とのFTA交渉に入るためには、欧州委員会がEU全加盟国からFTA交渉に関する権限（交渉マンデート）を取り付けることが必要となる。2009年12月のリスボン条約発効以降、欧州委員会および欧州議会の通商交渉権限が強まっており、EU加盟国の間では、マンデートの付与は、協定の批准時と並んで、通商交渉に対し影響力を示す数少ない機会という認識が広がっている。日本との交渉入りに関しては特に自動車産業からの警戒の強いドイツ、イタリアなどが慎重な姿勢を示しており、全27加盟国からのマンデート取得には



時間を要するとみられる。

次に、日中韓の3カ国間での経済連携の取り組みも成果を挙げている。まず2011年12月に3カ国間での共同研究を終了し、報告書が採択された。報告書では、農林水産分野における各国のセンシティブ品目などの詳細な検討が行われている。この結果を受けて、2012年5月の日中韓サミットでは、2012年内に3カ国間でのFTA交渉を開始することにつき首脳間で一致した。

また日中韓3カ国は2012年5月、日中韓投資協定に署名した。日中投資協定(89年)、日韓投資協定(2003年)はそれぞれ既に発効している。今回の協定では、不当なまたは差別的な技術移転要求等の禁止が明記された(7条2項)ほか、日中投資協定ではカバーされていなかった知的財産権保護に関する規定(9条)が新たに含まれるなど投資保護ルールが強化された。これらの規定は投資活動の透明性や法的安定性を高めるものである。他方、投資機会そのものの内外無差別を認める投資自由化型の協定ではない。この点では、日本政府も本協定の意義として経済的意義のみならず、3カ国間の関係強化という政治的な意味合いもあることを強調している。

日本はASEANを中心とした広域経済連携にも力をいれている。さらに日本は、2011年11月のAPEC会合の機会をとらえて、TPPへの交渉参加に向けた協議に入ることを表明し、2012年1月から交渉参加国との協議を進めてきた(いずれも後述)。日本としては引き続き、EU、中国・韓国および東アジアでの広域経済連携、そして米国を含むTPPという大型FTAを並行して一体的に推進していく方向となる。

また、日本は投資協定の締結も積極的に進めている。日中韓のほかにも、2011年にはパプアニューギニア、コロンビア、2012年3月にはクウェートとの投資協定に署名した。コロンビア、クウェートとの投資協定は、投資自由化型の協定であり、日本にとっての投資機会を拡大する効果が期待される。ミャンマーなどとも現在交渉を進めている。FTAと並び、投資分野に特化して自由化を進める投資協定も、今後の日本の通商政策の柱の一つであるといえる。

#### ■東アジア包括的経済連携構想の現状

アジア大洋州地域では、日本企業の生産拠点の展開をはじめ、深い相互依存関係が構築されている。域内では2000年代後半以降FTA締結の動きが加速し、現在では約30件のFTAが発効済みである。特に2010年は、地域にとって貿易投資自由化の節目となった年であった。ASEAN自由貿易地域(AFTA)で無税化が大きく進展したことに加えて、ASEANと周辺国とのFTA、いわゆるASEAN+1が事実上すべて発効したことによるもので

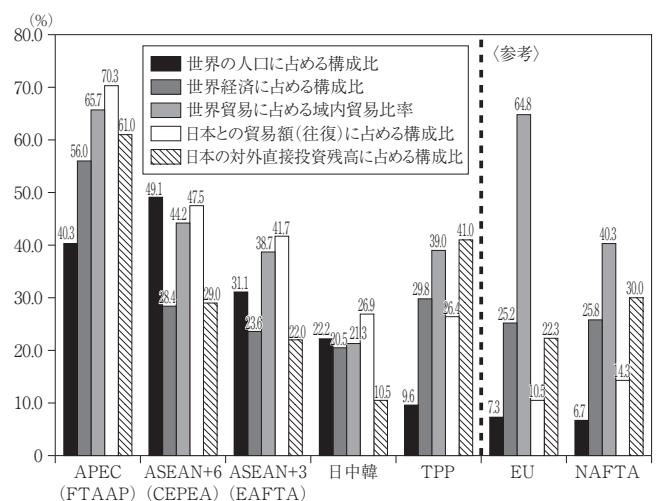
ある。AFTAやASEAN+1では今後2020年にかけて、さらに自由化が進むスケジュールとなっている。

日本政府はアジア大洋州地域を政治・経済・安全保障上の最重要地域と位置付け、この地域での連携強化に取り組んできた。広域経済連携構想のうち最多の国が参加するのが、アジア太平洋経済協力(APEC)加盟国が提唱するアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)である。FTAAPは、世界GDPの56.0%、域内貿易比率は65.7%を占める(図表II-17)。特に日本との関係では、貿易額の7割以上、対外直接投資残高の6割以上と、かなりの存在感を示す地域圏だ。

FTAAPに至るまでの広域経済連携構想として、2010年までは、中国が提案する、ASEAN+3による東アジア自由貿易地域(EAFTA)と、日本が提案するASEAN+6による東アジア包括的経済連携(CEPEA)構想が並存していた。ASEAN+1FTAの完成やTPP交渉本格化に刺激されるかたちで、2011年に入ってから、ASEANを中心とした地域統合への流れが強まった。同年8月のASEAN+6経済相会合では、日本は中国とともに以下の骨子からなる共同提案を行った。

- ① ASEAN+3かASEAN+6かの問題を超えたかたちで検討する。
- ②新たに3分野(物品貿易、サービス貿易、投資)の自由化を検討する作業部会を立ち上げる。
- ③議長を選出などASEAN主導を尊重する。

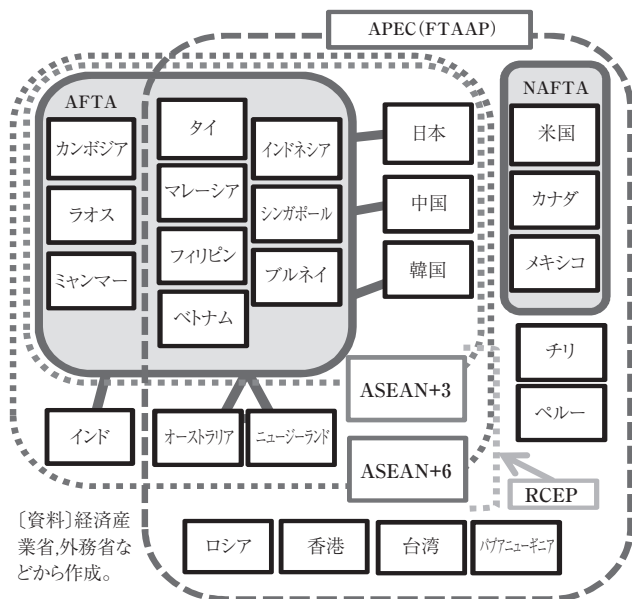
図表II-17 広域FTA構想の世界における位置付け(2011年)



- [注] ①世界経済は世界の名目GDP(市場ドル為替レート換算)。②世界人口は181カ国の合計。③日本の対外直接投資残高について、統計制約からブルネイとパプアニューギニアは除き、チリとペルーは現地統計を用いた。④TPPは、現在の交渉9カ国にカナダ、メキシコを加えて集計した。

[資料] “WEO, April 2012”(IMF), “DOT, June 2012”(IMF), 「貿易統計」(財務省), 「本邦対外資産負債残高統計」(財務省, 日本銀行), 「外国為替相場」(日本銀行), Comité de Inversiones Extranjeras資料(チリ), Agencia de Promoción de la Inversión Privada資料(ペルー)から作成。

図表Ⅱ-18 アジアにおける広域経済連携構想



この共同提案を受けASEAN諸国は、2011年11月の東アジアサミットで、貿易円滑化に関する既存の作業部会（税関手続き、関税品目表、原産地規則、経済協力）の最終報告に加えて、東アジア包括的経済連携（RCEP）（図表Ⅱ-18）に係る3作業部会の設立についても合意した。RCEPは、上記の日中共同提案を踏まえ、東アジア経済統合の一般原則を定めたもので、参加・不参加は自由かつ、あくまでも②で挙げた3分野の自由化を優先する緩やかな枠組みである。APECに加盟していないインド、カンボジア、ラオス、ミャンマーが含まれるため、人口規模ではFTAAPを凌ぐ巨大地域圏となる。2012年4月のASEANサミットでは年内の交渉開始を目指すことで合意、6月には物品貿易の第1回作業部会が開催された。

IMFの予測によると、ASEAN、中国、インドといった国・地域では、2016年にかけて、先進国平均を大きく上回る5～8%の経済成長が見込まれる。今後も堅調な成長を維持するアジア大洋州地域の活力を取り込むべく、広域経済連携を通じた地域の緊密化が期待されている。

■ TPP 協定交渉は「大まかな輪郭」に合意

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の起源は、2002年のAPEC首脳会議をきっかけにシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイが参加して交渉を開始し、2006年に発効した環太平洋戦略的経済連携協定（P4）と呼ばれたFTAにまでさかのぼる。2006年に当時のブッシュ大統領は、APEC加盟国・地域間のFTAとなるアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想を提唱した。そして同大統領は2008年に、FTAAP実現のための具体的な取り組みとして既存のP4に参加することを決めた。P4の参加国をAPECのすべての加盟国・地域にまで増やす

とFTAAPが完成するという論理で、TPPはその中間点にあたる協定という位置付けだ。オバマ大統領もこの方針を踏襲し、2009年11月のAPEC首脳会議（シンガポール）の際にP4つまりTPPへの交渉参加方針を表明した。2010年3月にはシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの既存4カ国に加えて、米国、オーストラリア、ベトナム、ペルーの計8カ国で政府間交渉を開始した。同年10月にはマレーシアが正式に政府間交渉に参加し、メンバーは9カ国となり現在に至っている。

TPP協定の交渉分野は、市場アクセス（工業品、農業、繊維）、原産地規則、貿易円滑化、衛生植物検疫措置（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）、貿易救済措置、政府調達、知的財産、競争、越境サービス、金融サービス、電気通信サービス、商用関係者の移動、電子商取引、投資、労働、環境、制度的事項、紛争解決、キャパシティ・ビルディング（協力）、分野横断的事項の計21分野と多岐にわたる。TPP協定はFTAの中でも、全品目の関税撤廃が原則とされている点や、労働や環境など、あまり普及していない先進的なルールを盛り込もうとしている点で、非常に高い水準の自由化とルールの策定を目指している。

TPP協定の政府間交渉会合については、2012年7月時点で計13回実施されている。2011年11月のAPEC首脳会議（米国ハワイ）の場では、交渉参加国間で交渉内容の「大まかな輪郭」が合意された。その概要は、現在進められている交渉は、すべての交渉分野で参加国間の合意が得られた段階で妥結するという一括受諾方式であること、市場アクセス分野（関税、サービス、投資、政府調達）については以下のとおり規定したことだ。

- 関税の撤廃・削減スケジュールは、すべての物品（タリフラインで約1万1,000品目）をカバーする。
- サービスと投資の自由化は、すべてのセクターを対象とする。交渉はネガティブ・リスト方式で行われ、包括的な自由化を原則とするが、特定のサービス分野については特別な例外の交渉を認める。
- 政府調達の自由化は、各国の公共調達市場へのアクセスを最大限に拡大することを目的とする。ただし各国のセンシティブ分野には配慮する。

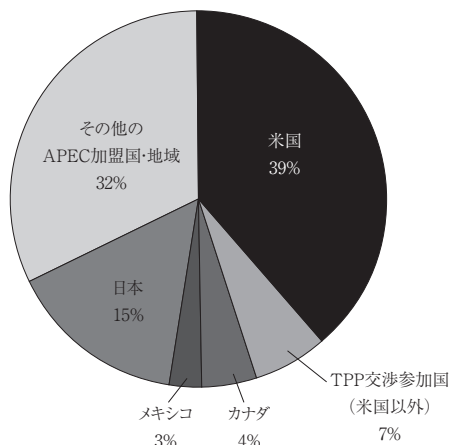
政府間交渉は2012年中の合意を目標にその後も継続中だが、その進捗状況は交渉分野によって異なるようだ。例えば、貿易円滑化、TBT、などの分野では交渉が大きく進展しているが、物品貿易、サービス貿易、政府調達、知的財産、投資、競争政策、労働等の分野ではあまり進展しておらず、今後も交渉が継続するとみられている。また、物品貿易に関連する貿易救済（セーフガード）および制度的事項ならびに紛争解決手続きなどについては、

議論があまり進展していないという観測がある。

日本は、震災からの日本経済の復興・再生戦略を定めた2011年12月の閣議決定「日本再生の基本戦略」において、「経済連携の推進と世界の成長力の取り込み」として経済連携の積極的な推進をうたっている。この閣議決定に先立ち、2011年11月のハワイでのAPEC首脳会議に際して野田佳彦首相は記者会見を行い、TPPに関して「貿易立国として、今日までの繁栄を築き上げてきた我が国が、現在の豊かさを次世代に引き継ぎ、活力ある社会を発展させていくためには、アジア太平洋地域の成長力を取り入れていかなければならない」と述べ、「日本がTPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」ことを表明した。野田首相は同会議で「日本がFTAAPの実現に向けて主体的な役割を果たしていく」ことも明らかにし、「その道筋のうち実際に交渉が開始されているTPPについて、交渉参加に向けて関係国との協議に入る」ことをあらためて紹介し、いくつかのAPEC加盟国・地域から歓迎の意が表明された。この表明を受けて、カナダ、メキシコも相次いでTPPへの交渉参加について協議を開始することになった。また、タイ、フィリピンなど複数のアジア諸国もTPPへの関心を示した。さらに、この時期は日EUや日中韓やRCEPなど、その他のFTAの取り組みにも大きな進展がみられた。これらのことは日本のFTA政策、今回の場合はTPP交渉参加協議表明が周辺国のFTA政策にも大きな影響を与えることを示している。

日本のFTA政策が他国のFTA政策に影響を与える理由の一つには、当然日本の経済的な地位がある。日本の名目GDPは長年にわたるデフレ経済で伸び悩んでいるものの、APEC加盟国・地域では15%のシェアを占めている（図表II-19）。現在のTPP協定交渉参加国の名目

図表II-19 APEC加盟国・地域の名目GDPシェア（2011年）



〔資料〕“WEO, April 2012” (IMF) から作成。

GDPがAPEC加盟国・地域に占めるシェアは46%だが、うち米国が39%とほとんどを占めている。しかしながら仮にここに日本とカナダとメキシコが加わると、APECに占めるTPPのシェアは68%となり、FTAAPの実現に一歩近づく。TPP協定における日本の存在感は数字としては決して小さくはない。

日本政府は、関係各国との協議を重ねているが、2012年3月までにベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、シンガポール、マレーシアからは交渉参加への基本的な支持が得られている。米国、オーストラリア、ニュージーランドとは引き続き協議を行っていくことになっている。

そのような中、6月18～19日にかけて日本の先を越してメキシコとカナダのTPP協定交渉参加が決まった。交渉参加に際して、メキシコは既存の北米自由貿易協定（NAFTA）でカバーされていない項目を含むハイレベルな協定を締結することを米国に約束したとされている。カナダは酪農品等の自由化や知的財産権保護の強化について米国に約束したとされている。また、両国の新規参加にあたっては、①TPP協定の交渉中はTPP参加国との既存FTAについて再交渉しないこと、②新規参加国は既に内容が合意されている章への拒否権を有しないこと、③新規参加国は協定の章を追加や削除する権利を持たないこと、が条件となったようである。

TPP協定は日本で国民的関心を持たれており、支持派、慎重派の間で大きな議論が巻き起こっている。政府は国家戦略室をはじめ関係省庁のウェブサイトでTPP協定に関する情報を幅広く公表し、2012年2月から3月にかけては、計9回にわたり全国で「TPPをとともに考える地域シンポジウム」を開催するとともに、全国の各種業界団体や地方公共団体などから意見を聴取し、その内容についてウェブサイトで公開するなど、国民や産業界の議論に資するため、情報公開に努めている。

日本ではTPP協定への参加によって農業が大きな損害を受けるといわれている。このためTPP協定のような高い自由化水準のFTAを推進していく上では、「強い農業」を創り上げることが必要となっている。政府は、食と農林漁業の再生は待ったなしの課題との考え方のもと、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を定め、これに基づき、競争力・体質強化、地域振興を5年間で集中展開することとしている。なかでも農業の競争力強化につながる輸出拡大の重要性は増しており、ジェットロも農林水産・食品分野の輸出を積極的に支援することを業務の最重要課題の一つとしている。

野田首相は、前述のTPP協定交渉参加への協議表明の際、「TPPについては、大きなメリットとともに、数多くの懸念が指摘されていることは十二分に認識している。



世界に誇る日本の医療制度，日本の伝統文化，美しい農村，そうしたものは断固として守り抜き，分厚い中間層によって支えられる，安定した社会の再構築を実現する決意である」と述べ，「十分な国民的な議論を経た上で，あくまで国益の視点に立って，TPPについての結論を得

ていくこととしたい」と語った。

日本企業が輸出や海外直接投資を行う際には相手国でさまざまな貿易投資上の阻害要因に直面する。関税もその一つであり，例えば米国に対しては約20億ドル規模の関税を毎年支払っている（図表Ⅱ-20）。相手国の投資規制や税関手続きなど，日本がTPPで求めたい貿易投資上のルールも多い（図表Ⅱ-21）。かたや農林水産品を代表として，関税撤廃により国内産業への大きな被害も予想されている。TPP協定への参加にあたっては，これらについてバランスの取れた対応が求められている。

図表Ⅱ-20 日本の対米輸出における関税支払額

（単位：100万ドル）

HSコード	品目名	算定関税額	平均関税率
87	車両，付属品	990	2.5%
8703	うち乗用車	783	2.5%
8708	うち自動車部品	171	2.5%
8704	うち貨物自動車	17	4.0%
84	機械および部品	312	3.4%
85	電気機器	191	2.7%
39	プラスチック	94	5.0%
40	ゴム	83	3.7%
90	光学機器	69	2.4%
91	時計	67	7.5%
29	有機化学品	43	4.8%
81	他卑金属	31	13.7%
82	卑金属工具	30	4.5%
37	写真材料	26	4.9%
73	鉄鋼製品	23	4.8%
96	雑品	15	6.3%
38	各種化学生産品	13	5.5%
32	染料	11	4.2%
全品目合計		2,128	3.0%

〔注〕関税額が1,000万ドルを超えるものを抜き出しジェットロで試算。

〔資料〕米国国際貿易委員会より作成。

### (3) 韓国の大型FTAの影響

#### ■ EU韓国FTA発効の影響

EU韓国および米韓FTAの発効，そして中国とのFTA交渉開始と続き，韓国は「貿易大国間FTA時代」の先陣を切る存在となっている。日本と韓国の一般関税率を比較すると，韓国の2010年の実行税率における非農産品の無税品目の割合は17.2%。輸入額ベース（2009年）では39.1%である。これに対し，日本は品目ベースでは56.5%，輸入額ベースでは82.1%。交渉相手国にとって，一般関税率を引き下げる余地が大きい点が，韓国にとっての交渉材料となっている。日本は工業製品の一般関税率を率先して下げてきた結果，FTA交渉では農産物以外に市場開放の交渉カードが少ないのが実情である。

日本からの直接投資において，近年，韓国の存在感が高まっている。日本から韓国への対外直接投資は2011年，過去最高額の24.4億ドルを記録。ジェットロのアンケート調査結果の推移でも，海外で生産を行う日本の製造業企業（過去7年の調査でサンプル数平均333社）のうち韓国に生産拠点を有する企業は，リーマン・ショックの影響で海外投資が縮小した2009年を底に，増加傾向にある（図表Ⅱ-22）。2011年度の同調査で海外生産拠点の所在割合が増加したのは，主要国では韓国のほか中国，インド，マレーシアのみであった。

海外で生産を行う企業が生産拠点の見直しを迫られている中では，韓国は重点化拠点の一つに位置付けられるとみることができ，FTAはその追い風の一要素となっていることは間違いないであろう。同じく販売拠点も韓国は増加している。

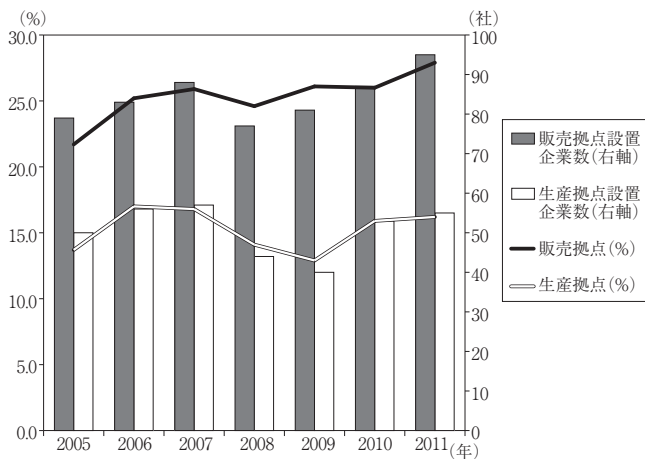
EU韓国FTAは発効1年を迎えた。米

図表Ⅱ-21 日本がTPPを通じて貿易投資相手国に求めたいルール

目的	相手国に求めたい貿易投資ルールの例
日本からの輸出品が差別されないため	自国製品を優遇するような措置を禁止すること 貿易救済措置（セーフガードなど）を適正に運用すること
日本における環境・労働コストの相対的な上昇を防ぐため	国際環境・労働ルールを順守すること 投資誘致を目的とした環境・労働規制の緩和を禁止すること 環境・労働規制の執行監視メカニズムを導入すること
技術を守るため	政府による技術移転要求を禁止すること 技術開示に関するルールを整備すること
技術で稼ぐため	事業者同士のライセンス契約に関して政府の介入を禁止すること
知的財産を守るため	模倣品や海賊版の取り締まりを強化すること
相手国の突然の規制変更を防ぐため	規制変更前の説明手続きを整備すること パブリックコメントの聴取を義務化すること
相手国で事業を行う際のハンディをなくすため	資本規制を禁止すること 自国民雇用要求を制限すること 政府調達における国内企業優遇措置を制限すること
資源を安定的に確保するため	資源の輸出制限を禁止すること 資源輸出に関する輸出税の賦課を禁止すること 恣意的な資源開発規制を防止すること
製品の安全・安心を守るため	データベースの作成や関連機関の連携などを通じて，安全基準，事故情報などを共有する体制を整備すること
効率的な物流を可能にするため／輸出入手続きを簡単にするため	通関に係る事前教示体制を構築すること，シングルウィンドウを実現すること 関税・原産地規則情報を一元化すること 効率的な輸送インフラ開発を促進すること 物流サービス事業者へのトレーニングプログラムを通じて，ロジスティックサービスを向上させること 無線タグやインターネットの活用によってロジスティックス費用を削減すること，環境負荷を削減すること，安全性向上を実現すること

〔資料〕経済産業省資料から作成。

図表II-22 海外で生産を行う製造業の韓国における販売・生産拠点割合・拠点数の推移



〔資料〕「平成17～23年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ) から作成。

韓FTAも9月でまもなく発効半年となる。二つのFTAの経緯をあらためて確認すると、まず、交渉が先に開始されたのは米韓間であった(2006年6月)。米韓は2007年6月にわずか1年で署名に至ったが、自動車関税撤廃スケジュールの見直しなどもあり、発効までに実に5年を要した。他方、欧州では、米韓FTAによる韓国市場での競争力低下を懸念する声が交渉を後押しした。EUは2006年10月の「グローバル・ヨーロッパ」戦略の一環として、2007年5月に韓国とのFTA交渉を開始して2009年10月に仮署名に至り、結果的に発効ではEUが約9カ月先行することとなった。EU韓国FTAは、欧州委員会が交渉権限を有さない事項についてEU加盟国の批准を待つため「暫定発効」となっているが、実質的には「文化協力」など一部の規定を除き、ほぼ全体が発効していると考えて問題ない。

二つのFTAでの韓国の自由化内容を比較すると、EU韓国FTAにおける韓国の農産品自由化除外品目の割合は、品目ベースでは2.8%(米韓では1.1%)、貿易額ベースでは0.2%(米韓では0.9%)と、貿易額ベースでは米韓FTAを上回る水準となっている。

鉱工業品の関税は両FTAとも100%撤廃であるが、米韓では韓国は発効10年後撤廃の品目が180品目(フェノール、ボールベアリング、コンタクトレンズなど)あるのに対し、EU韓国では7年後撤廃(45品目)が最長で10年はなく、韓国の約束内容は踏み込んだものだといえる。EU側は、鉱工業品は5年が最長となっている。

EU韓国FTAの特徴としては、非関税措置に関する詳細な約束が含まれていることが挙げられる。米韓FTAでは非関税措置の分野別規定は自動車、医薬品、医療機器に限られているのに対し、EU韓国間ではそれらに加え、

電気・電子機器、化学品についても詳細な規定が設けられた。例えば電子機器では、韓国はEUの認証基準であるCEマーキングで採用されている適合性評価制度を一部の品目について導入することを約束している。

EU韓国FTA発効は、EU市場における日韓の輸出競争力にどのような影響をもたらすのであろうか。2011年7月～2012年3月の3四半期間のEU輸入統計から、日韓両国が競合している品目(2011年通年で両国とも対EU輸入額が1億ドルを超えている有税品目と設定)をみると、ある程度の傾向が表れている(図表II-23)。

貿易額全体で見ると同3四半期間のEUの輸入額は、欧州債務危機の深刻化という向かい風の中、日本、韓国ともに前年同期比でマイナスとなっている。しかし一般関税率がゼロでない有税品目(従価税設定品目に限る)の合計では、韓国が14.6%増、日本が3.9%減と差がみられた。この差は、日韓両国の対EU主力輸出品である自動車輸出での変化によるところが大きい。

自動車分野では、FTAは明確に韓国自動車産業の追い風となっている。EUにおける韓国産自動車の関税は発効時点で、排気量1500cc以下の乗用車が10%から8.3%に、1500cc超は10%から7.0%にそれぞれ引き下げられた。最大の輸出品目であるHS8703.3219(1500cc超2500cc以下のディーゼル車)では、韓国からの輸入が5割強増加したのに対し、日本からは約3割のマイナスとなった。HS8703.2319(1500cc超3000cc以下のガソリン車)はEUの総輸入が前年同期比で3割程度落ち込んだにもかかわらず、韓国産は大きく金額を伸ばした。韓国自動車業界ではFTA発効に向けて、原産地証明の「認定輸出事業者」の認定取得のために業界を挙げて準備を進めてきた結果、短期間での変化に結びついたと評価されている。自動車関連部品ではHS8409.9900(ディーゼルエンジン)など、韓国からの輸入が大きく伸びた品目もあるが、HS8708.9997(パワートレイン部品)、HS8708.4020(ギヤボックス)など日本産が優位を保ったものも目立つ。完成品に比べ、部品の調達先の変更には一定の時間が必要となるという面もあるが、日本産が競争力を維持している部品も少なくないといえる。

自動車以外の品目ではHS2710.1941(2011年まで。2012年から関税分類変更)など石油調製品(ジェット燃料など)も、3.5～4.7%の関税が即時撤廃され、韓国からの輸入が大きく伸びた品目である。

テレビ関連部品、テレビカメラなどの電気製品はEUの内需低迷が影響して日韓ともに減少が目立ち、FTAの影響を見極めるのが難しい。他方、リチウムイオン蓄電池のように需要の増加する品目は日韓ともに増加した。

このように、自動車分野、特に小型車を中心とした完

図表Ⅱ-23 EU韓国FTA発効後のEUの対日韓輸入における主要有税品目の貿易額動向（2011年7月～2012年3月）  
（上段（金額）：1,000ドル，下段（前年同期比）：％）

HS番号	品目名	EU 一般関税率 (FTA税率)	韓国		日本		EU総輸入額 2011年7月～ 2012年3月
			2011年7月～ 2012年3月	推定関税 節約額	2011年7月～ 2012年3月	推定関税 支払額	
8703.3219	1500cc超2500cc以下の乗用車 (ディーゼル車)	10.0 (7.0)	2,009,189	200,919	2,176,167	217,617	8,041,946
			55.5	(60,276)	△28.0		17.4
8529.9092	テレビジョンモジュール等	5.0 (0)	1,222,593	61,130	332,249	16,612 (注④)	5,562,385
			△59.5		△25.5		△34.9
8703.2210	1000cc超1500cc以下の乗用車 (ガソリン車)	10.0 (8.3)	715,049	71,505	859,348	85,935	5,037,233
			129.3	(12,156)	5.5		13.2
4011.1000	乗用車用ゴム製タイヤ	4.5 (3.0)	487,151	21,922	644,926	29,022	4,560,981
			△0.4	(7,307)	21.9		21.3
8703.3319	2500cc超の乗用車（ディーゼル車）	10.0 (7.0)	55,793	5,579	636,729	63,673	3,643,417
8703.2319	1500cc超3000cc以下の乗用車 (ガソリン車)	10.0 (7.0)	641,792	64,179	1,767,903	176,790	3,567,133
			52.8	(19,254)	△26.6		△27.4
8409.9900	ディーゼルエンジン等の部品	2.7 (0)	199,889	5,397	534,575	14,434	3,545,112
			30.8		9.7		15.6
8708.9997	その他自動車部品	3.5 (0)	198,236	6,938	639,741	22,391	3,077,052
			△23.2		△0.1		4.9
7326.9098	その他の鉄鋼製品	2.7 (0)	107,469	2,902	104,030	2,809	2,266,835
			5.2		8.3		7.3
8537.1099	1000ボルト以下の電気制御・ 配電盤、パネル、その他	2.1 (0)	122,758	2,578	179,690	3,773	1,661,945
			17.2		6.0		24.2
8525.8019	テレビジョンカメラ	4.9 (0)	97,036	4,755	153,046	7,499	1,087,833
			△11.2		△45.3		△10.8
8507.8030	リチウムイオン蓄電池 (注⑤)	2.7 (0)	68,493	1,849	305,030	8,236	925,823
			100.2		144.9		66.4
有税品目計		-	20,772,865	1,120,056	42,171,511	2,056,696	-
			14.6		△3.9		
総額		-	37,184,756	-	67,810,369	-	1,758,718,739
			△4.2		△1.9		7.2

[注] ①EUの一般関税率がゼロでない有税品目で、日本と韓国の2011年の対EU輸入額がともに1億ドル以上の品目。  
 ②「FTA税率」はEU韓国FTAに基づく、1年目のEUの約束税率。「推定関税節約額」のカッコ内は同税率に基づく額。  
 ③全有税品目の関税額は有税品目のうち、従価税設定品目のみから算出。韓国はすべて関税ゼロと仮定。  
 ④プラズマ・LCDディスプレイモジュールは、現在EUが一般関税賦課を自主的に停止している。  
 ⑤リチウムイオン蓄電池（8507.8030）は2012年より分類替えがあり、2012年1～3期は8507.8000で集計。  
 [資料] EU貿易統計，EU関税率表，WTO Tariff Analysis Onlineから作成。

成車ではFTAが韓国の輸出増加に寄与したことは明らかかなものの、財政危機による欧州の景気低迷は各国に影響し、この1年間だけでFTA発効による日韓の輸出競争力の変化を正確に見極めることは難しい。

韓国企画財政部が2012年6月末に発表した資料によれば、FTA発効から1年間（2011年7月1日から翌6月15日まで）の韓国の対EU輸出は前年同期比で12%減少したのに対し、EUからの輸入は13%増加し、韓国の対EU貿易黒字は18億ドルと前年同期の約8分の1にとどまった。政府は欧州の内需低迷を輸出苦戦の要因に挙げている。その中でも、韓国の自動車産業、繊維産業などからは、数%の製造原価削減が容易ではないことを考慮すれば、関税撤廃の意義は大きい、とFTAの効果を積極的に評価する声が挙がっている。韓国外交通商部も2012年2月に発表した「韓EU・FTA発効6カ月の効果分析」において「経済的効果を短期間の貿易収支動向で分析するには限界があるが、分析した結果同FTAが韓国の貿易拡大に寄与したものと評価される」と結論付けている。ま

た、ジェトロのアンケート調査が日本企業の韓国投資の増加傾向を示したように、FTAが各国の対韓国直接投資を後押しする要因となっているとの指摘もある。

他方、韓国市場においても、EUからの輸出品により日本企業が受ける影響が今後大きくなるとみられている。韓国では機械部品、自動車部品などはおおむね8%、化学品、プラスチック製品の多くに6.5%の一般関税率が課せられている。自動車部品をはじめこれらの多くの品目の関税は即時撤廃されているためFTAの効果は大きい。ドイツを中心に対韓国輸出は好調である。2011年7月～2012年3月の3四半期間の韓国の輸入統計では、EUからの韓国の輸入額は17.1%増で、対世界輸入額の15.7%を上回っている。アジア経済研究所の分析によれば、EU韓国FTA発効による韓国市場における日本への貿易転換効果（FTAによるマイナス影響）は、2008年の貿易額ベースの試算で年間10.1億ドルと、EU市場における日本への同効果5.9億ドルに比べても大きくなっている。今後EUからは、日本とドイツが競合するエンジン部品な



ど機械類、自動車・同部品などの韓国向け輸出増加が見込まれる。

### ■米韓FTAは全品目の94%で関税撤廃

2012年3月15日に米韓自由貿易協定（FTA）が発効した。米韓FTAは2006年6月に交渉を開始し、2007年4月に交渉妥結、同6月には署名に至った。しかしながら交渉合意内容に不満を持つ米国の自動車や牛肉の業界団体が中心となって議会の巻き込んで反対運動を展開。議会での審議は大幅に遅れて、結局、自動車分野の再交渉が行われた。再交渉は2010年12月に妥結し、米国では2011年10月に議会で批准されオバマ大統領の署名に至った。韓国でも農業界からの強い反対運動に遭い、国会での批准手続きは大幅に遅れた。結局、政府が20兆ウォンを超える農業対策費を計上し、議会批准を強行採決。2011年11月に李明博大統領が署名するに至った。

米韓FTAは序文、本文（24章）、付属書と付属書簡で構成された協定文（2007年6月30日署名）と自動車分野の再交渉結果を記し交換書簡（2011年2月10日）で構成されており、物品、サービス・投資、政府調達、知的財産権、労働、環境などの多様な分野が包括的に含まれている。協定の主な概要は下記のとおりとなっている。

【物品分野】協定発効後5年以内に両国の全品目の94%の関税が完全撤廃。

【サービス・投資分野】教育、医療、社会などの公共サービスに対しては韓国政府の規制権限を包括的に保持する一方、放送と通信分野は競争力強化を目的に自由化は最小限にとどめる。

【著作権分野】著作権保護期間を50年から70年に延長。ただし協定発効後2年間の猶予期間を設ける。

【医薬品分野】医薬品の許可・特許連携制度（ジェネリック許可申請の際、特許権者に通報を義務化する制度）を導入する。ただし国内業界が適応できるよう、協定発効後3年間は施行を猶予。

【投資家・国家訴訟制度（ISDS）】両国で再協議のうえ修正。

米韓FTAの経済効果について、米通商代表部（USTR）のプレスリリースは、①発効と同時に米国の韓国向け輸出のうち、航空宇宙機器や自動車部品など工業製品の約80%、小麦やトウモロコシなど農業製品の約3分の2が無税になる、②協定には自動車の安全・環境基準などの非関税障壁に関する重要な合意が含まれる、③知的財産権の保護が強化される、④韓国の5,800億ドルのサービス市場の開放に関する合意が含まれる、などを列挙している。「本協定は米国の輸出を100億ドル増やし、多くの雇用を生む」と歓迎する米連邦上院議員の声もある。

2011年8月に韓国の政府系シンクタンク10機関が共同

で発表した「韓米FTA経済的効果再分析」は、発効後10年間で韓国の実質GDPは5.66%増え、消費者余剰は321億9,000万ドル増と、韓国経済に大きく貢献すると分析した。雇用面でも短期的には4,300人、生産性増大を考慮した長期的には35万1,300人の雇用を創出すると予測。発効後15年間で韓国の対世界輸出は年平均31億6,700万ドル、対米輸出は同12億8,500万ドル増加すると分析している。品目別では、自動車・同部品、繊維、電子製品などが直接的な恩恵を受けるとしている。

韓国の主要メディアは消費者に対するメリットを大きく取り上げ、米韓FTA発効と同時に、米国産輸入製品の約80%で関税が撤廃され、韓国の消費者の購買力が実質的に向上すると報じた。発効と同時に関税が撤廃された主要品目はサケ（発効前の関税率は20%）、ワイン（15%）、アーモンド（8%）、楽器（8%）、コーヒー（8%）など。米国製輸入自動車の関税は従来の8%から即時4%に引き下げられ、4年間これが維持された後、5年目から完全に撤廃される。自動車に賦課されている個別消費税（贅沢税）も従来の10%から段階的に引き下げられ3年後には5%に引き下げられる（排気量が2000ccを超過する場合）。フォード・コリアは販売価格を最大525万ウォン、部品価格も最大35%引き下げると発表した。

農業部門では米国側の経済効果が大きい。米農務省によると、米韓FTA発効と同時に、小麦、トウモロコシ、大豆など現在韓国に輸出されている農産物品目の約3分の2に課せられている関税が即時撤廃される。豚肉は2016年までに総輸出量の90%で関税が撤廃される。牛肉については、韓国側が牛海綿状脳症（BSE）への懸念から月齢30カ月未満の米国産牛肉の輸入開放は認めていないが、一部は2016年までに無関税になる予定だ。農務省によると、韓国は米国にとって世界第5位の農産物輸出相手国で、2010年の農産物輸出額は50億ドルに達した。米国農民連盟は、米韓FTAの完全施行に伴い、対韓農産物輸出額がさらに18億ドル増大すると試算している。

韓国にとって農業部門は大きなデメリットと受け取られている。韓国が関税を撤廃しないのは乳製品（粉乳・加工乳など）、天然蜂蜜、ジャガイモ、オレンジ、食用大豆およびコメ。ただしコメ以外は、FTA発効時から一定数量が無税で輸入できる関税割当枠（TRQ）が設定されるため、輸入自由化の完全例外はコメだけとなる。牛肉は15年かけて関税が撤廃されることになり、農業セーフガード関税率も当初の40%から最終的には24%に引き下げられる。「韓米FTA経済的効果再分析」によると、協定発効後15年間の年平均で、農業部門の対米輸入は4億2,400万ドル、水産部門は同1,178万ドルそれぞれ増加する見込みだ。農業部門の輸入増により国内の農業生産は

減少するが、特に畜産業への影響が大きいとされている。協定発効後15年間の年平均生産減少額は農業部門全体では8,150億ウォンで、内訳は畜産4,866億ウォン、果物2,411億ウォン、野菜655億ウォン、穀物218億ウォンと、生産減の約6割が畜産部門に集中する見通しだ。

2012年5月には韓国関税庁が米韓FTA発効以降2カ月間（3月15日から5月15日）の対米輸出入実績と利用動向を発表した。これによると同期間の韓国の対世界輸出は前年同期比4.0%減少したが、対米輸出は11.3%増加した。輸入は対世界2.3%減少するも対米輸入は2.0%増加した。中国の景気鈍化や欧州債務危機の影響で韓国の輸出入全体は前年同期比減少したが、対米輸出入は堅調に推移した。具体的には、2.5~4%の関税が即時撤廃された自動車部品の輸出は前年同期比15%増加、対米輸出の18%を占める自動車は関税引き下げが猶予されたにもかかわらず、期待心理により輸出が31%増加した。KOTRAによると、米国バイヤーの64%は米韓FTA発効により韓国産品の購買拡大および輸入元を韓国へ転換する意向を表明したとのこと。石油製品では、1バレル当たり平均52.5セントの関税が即時撤廃されたジェット燃料が、石油製品輸出の主要品目（66%相当）として石油製品輸出の42%増を牽引した。ジェット燃料5.1億ドルの輸出に対する関税削減額は200万ドル（23億ウォン相当）と推計された。ゴム製品についても、タイヤ・ゴム管・ゴムベルトなどの対米輸出が好調で10%増加したとのことである。米韓FTAは韓国の輸出入にとって順調な滑り出しを見せたといえる。

### ■米韓FTAによる日本企業への影響懸念

米韓FTAの締結によって懸念されるのが、米国の関税削減によって韓国から米国への輸出が増加することに伴う日本企業への競争上の影響だ。

図表Ⅱ-24では、米国の日本および韓国からの輸入のう

ち、金額で上位5品目（HS2ケタベース）を示した。日韓に共通しているのは、自動車・同部品、一般機械、電気機器の3品目が上位3位までを占め、かつその合計がともに輸入全体の約7割を占めている点だ。そのほかの品目でも重複するものが多い。

米韓FTAでは自動車・同部品に関して、米国は乗用車の2.5%の関税を協定発効後4年間維持した後で5年目に撤廃する。トラックの25%の関税は協定発効後7年間維持した後で、発効8年目から2年間均等で削減し（関税引き下げ回数は3回）、発効後10年目に完全撤廃することになっている。ただし、現時点では米国市場における日本と韓国からの自動車輸入の差はまだ大きい。日本と韓国の自動車メーカーは輸出だけでなく、現地生産も行っているため、輸出競争だけでは米国市場での影響は測りにくい。2010年の日本メーカーによる米国での現地生産は267万6,084台で、韓国メーカー（現代自動車、起亜自動車の合算）は、2005年以降急速に現地生産を増やしているものの、日本メーカーの約6分の1（45万4,165台）にとどまっている。輸出に対する比率も韓国の現地生産台数は輸出（51万952台）の約0.9倍なのに対し、日本は輸出（153万1,026台、四輪車の合計）の約1.7倍に達しており、日本メーカーは韓国と比較して輸出よりも現地生産での対応で先行している。日本メーカーの一部はメキシコでの米国向け輸出拠点の新增設を加速している。とはいえ、たとえ2.5%とはいえ自動車1台が3万ドルとすれば関税額は1台当たり750ドルになる。トラックに至っては、1台3万ドルとすると関税額は7,500ドルとなる。これでは日本車は輸出競争面で韓国車に太刀打ちできなくなるのは明白だ。輸入台数のグラフをみると、日本車よりもドイツ車が輸入台数競争において足元を脅かされている様子が分かる（図表Ⅱ-25）。ドイツメーカーが近年相次いで米国での現地生産を増強している要因の一つに

米韓FTA締結によって将来の輸出競争では韓国車に劣後する懸念がある。

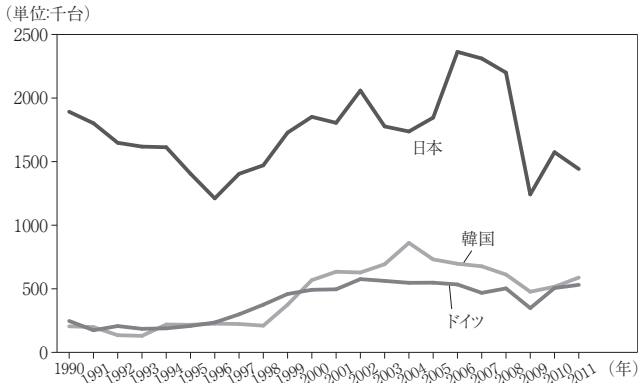
一般機械の対米輸出競争でも現時点では日本の優位性が勝っている。ただし、比較顕示優位指数（RCA）を基に詳細な分析を行うと、日本企業が得意としている旋盤などの工具や数値制御工作機（マシニングセンター）、ポンプ類などで日韓の競争力が拮抗している品目があることもわかる。これらは関税率が2.5~4.4%でほとんどが協定発効に

図表Ⅱ-24 米国の商品別輸入

輸入元	品目	2009年	2010年	2011年	2012年1~5月		
					金額	構成比	前年同期比
					(単位：100万ドル，%)		
日本	総額	95,804	120,545	128,811	61,771	100.0	25.0
	自動車・同部品	31,490	41,571	41,042	21,776	35.3	48.8
	一般機械	19,413	24,887	31,160	14,621	23.7	22.2
	電気機器	15,368	18,353	18,299	8,350	13.5	15.8
	精密機器	4,839	6,124	6,899	2,855	4.6	7.8
	有機化学品	2,830	2,977	3,000	1,502	2.4	△2.8
韓国	総額	39,216	48,875	56,636	24,692	100.0	8.1
	自動車・同部品	7,191	9,259	11,960	6,364	25.8	34.8
	電気機器	14,244	15,267	16,078	5,369	21.8	△20.4
	一般機械	6,740	9,341	10,341	4,841	19.6	16.5
	鉄鋼製品	1,054	1,544	2,145	1,176	4.8	53.9
	鉱物性燃料	1,648	2,416	2,661	1,003	4.1	2.1

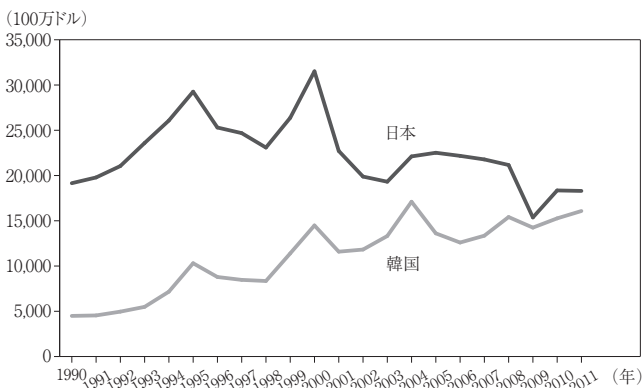
〔資料〕米国貿易統計（商務省）から作成。

図表II-25 米国の自動車輸入台数



〔資料〕米貿易統計（商務省）から作成。

図表II-26 米国の電気機器輸入



〔資料〕貿易統計（財務省）から作成。

より即時撤廃されるため日本企業にとっては悪材料となる。

最後に電気機器についてみる。この分野では近年、サムスン電子、LGエレクトロニクスなど韓国企業の米国市場シェア拡大が著しい。対米輸出競争でも、先にみた自動車、一般機械と異なり日本の優位性はほとんどなくなっている（図表II-26）。米韓FTAでは液晶ディスプレイモニター、カラーテレビ、デジタルテレビ（関税率各5%）、電気アンプ（4.9%）、スピーカー（4.9%）、テレビカメラ（2.1%）、電子レンジ（2%）、洗濯機（1.4%）などが即時もしくは遅くとも10年以内に関税撤廃される。製品一単位当たりの粗利益が小さいこれら電気機器ではなおさら小さな関税格差といえども競争上の不利は否めない。

#### (4) 日本のFTAの課題

##### ■日本の潜在的なFTA相手国は新興国

FTAの一般的な意義は貿易投資の自由化とルール整備だが、これを日本に当てはめると、次のことが言える。すなわち、①相手国の貿易投資障壁の低減を通じた日本

企業のビジネスチャンスの拡大、②相手国との戦略的な経済外交関係の構築による天然資源等の確保を通じた日本経済の円滑な運営、③日本の貿易投資のさらなる自由化による国内経済の構造改革。これらを勘案すると、日本が現在、FTAについて公式に検討を進めている国・地域以外にもまだまだ多くの国・地域が日本にとってFTAを締結する候補として浮上してくる。そのなかでも上記の意義の①、つまり日本企業のビジネスチャンスの拡大に主に貢献すると思われる国・地域を挙げて、日本とそれら国・地域との貿易・投資関係の概要や特徴ならびにFTA締結の可能性について検討した。

2011年に日本と貿易取引の実績があった国・地域は貿易統計によると223カ国・地域に及ぶ。そのうちFTAを既に締結している国・地域は15となる。これらのなかにはASEANとして締結しているカンボジア、ラオス、ミャンマーも含んでいる。また、交渉中、検討中は44カ国・地域となる。これらには湾岸協力会議（GCC）、TPP、EUなど、交渉ないし検討相手地域の構成国ならびにプエルトリコやグアムなど当該国の自治領なども含まれる。残りの164カ国・地域は日本政府としての検討の段階に至っていない国・地域ということになる。これらのうち、2011年の輸出額が10億ドル以上の国・地域は、台湾、香港、パナマ、ロシア、ブラジル、南アフリカ共和国（以下、南ア）、リベリア、トルコ、イスラエル、マーシャル諸島、イラン、パキスタン、ノルウェー、エジプト、バングラデシュの15カ国・地域となる。これらから以下の国・地域は検討対象から外す。まず香港は、中国とは別の関税地域で、FTA/EPAを締結する相手としての資格はあるが、中国大陸への中継貿易地域として歴史的、実質的に貿易投資障壁は既にはほなきに等しいこと。パナマ、リベリア、マーシャル諸島は、いずれも便宜置籍船国として位置付けられており、貿易実績は船舶輸出がほとんどを占めること。イランとは古くから経済関係があるが、近年は同国の核開発問題により国連や米国からの経済制裁が発動されており、民間経済活動に支障をきたしていること。よって、台湾、ロシア、ブラジル、南ア、トルコ、イスラエル、パキスタン、ノルウェー、エジプト、バングラデシュの10カ国・地域が日本のFTA締結相手国として有力候補に残る（図表II-27）。これらの国・地域はおおむね人口が多く市場規模が大きい今後の経済成長が期待できる新興国であり、まさに日本企業が輸出先や投資先として開拓するのにふさわしい国・地域といえる。

まず台湾については、日本の同地域向け最多輸出品である電気機器の平均関税率は、図表に挙げた10カ国・地域の中では4.2%と低めで、WTOサービス約束も全155



図表Ⅱ-27 日本がFTAを未締結・未検討の主な国・地域

国・地域	輸出順位	輸出額 (100万 ドル)	日本の主要輸出品						全品目 MFN 平均関税率 (%)	日本の直接 投資(05-11 年累計100 万ドル)	進出 日系 企業 数	WTO サー ビス 約束 数	投資協 定締結	当該国が締結している主なFTA
			シェア(%)		最恵国待遇(MFN) 平均関税率(%)									
台湾	4	50,692	電気機器	一般機械		プラスチック		5.6	4,862	996	119	2011年 9月 (民間)	パナマなど6カ国のほか、中国と経済協力枠組み協定(ECFA)締結。	
			21.7	4.2	17.9	3.3	6.9							4.0
ロシア	15	11,801	自動車	一般機械		電気機器		10.3	1,739	427	116	2000年 5月	CIS諸国との間で関税同盟締結。セルビア、モンテネグロとFTA締結。	
			65.5	10.6	14.9	9.0	4.4							12.7
ブラジル	26	6,195	一般機械		自動車		電気機器		12.5	25,350	360	43	未締結	南米南部共同市場(メルコスール)、ラテンアメリカ統合連合(ALADI)などに加盟。メルコスールとしてイスラエル、エジプトとFTA締結。EUと交渉継続中。
			32.0	12.1	25.6	19.0	9.8	12.6						
南アフリカ 共和国	28	4,311	自動車		一般機械		電気機器		7.8	1,885	212	91	未締結	南部アフリカ関税同盟(SACU)、南部アフリカ開発共同体(SADC)に加盟、南ア・EU貿易開発協力協定(TDCA)など締結。SACUとして欧州自由貿易連合(EFTA)でFTA締結。
			47.2	11.5	27.1	2.2	5.3	5.5						
トルコ	31	3,066	一般機械		自動車		鉄鋼		4.0	524	68	77	未締結	EUとの間で関税同盟、EFTA、イスラエルなど14カ国と二国間FTA締結。韓国とのFTA交渉合意。
			31.4	2.0	25.4	5.6	9.5	5.5						
イスラエル	35	2,175	一般機械		自動車		精密機器		5.2	16	25	58	未締結	米国、カナダ、トルコ、メキシコと二国間FTAの他、EU、EFTA、メルコスールともFTA締結。韓国と民間共同研究あり。
			37.3	5.1	32.1	5.0	6.1	3.7						
パキスタン	42	1,696	自動車		一般機械		鉄鋼		15.8	264	72	45	2002年 5月	南アジア自由貿易地域(SAFTA)加盟のほか、中国、マレーシア、スリランカとのFTA締結。米国とも貿易投資枠組み協定締結。
			42.7	41.9	22.2	10.8	10.7	10.8						
ノルウェー	45	1,402	自動車		鉄鋼製品		一般機械		7.0	539	49	111	未締結	EFTAに加盟のほか、EFTAとして20カ国と締結。ほかにも2カ国と署名、6カ国と交渉、2カ国と検討中。
			44.5	0.0	32.0	0.0	8.6	0.0						
エジプト	47	1,337	自動車		一般機械		電気機器		17.4	300	52	44	1978年 1月	EU、EFTA、メルコスール等とFTA締結のほかトルコなど中東諸国と二国間FTAあり。ロシアとのFTA交渉開始も合意。
			32.5	21.7	25.9	5.2	9.5	7.9						
バングラデシュ	50	1,069	鉄鋼		自動車		一般機械		12.9	399	246	9	1999年 8月	二国間FTA未締結。南アジア自由貿易地域(SAFTA)加盟。

〔注〕日本の主要輸出品はHSコード2ケタの分類による。2012年7月にはトルコと共同研究を立ち上げることで合意している。

〔資料〕貿易統計・直接投資統計(財務省)、Tariff Analysis Online(WTO)、海外在留邦人数調査統計(外務省)、WTOウェブサイト、経済産業省資料、J-File(ジェトロ)、各種報道から作成。

分野中119分野に達しサービス分野の開放も進んでいることから、同地域とのFTA締結による追加的なメリットは限定的と考えられる。だが、日本の貿易額、投資額ともに大規模で日本企業の進出数もほぼ1,000社に達していることから、低関税率であってもさらなる関税撤廃メリットはあると考えられる。台湾政府からは首脳自ら日本に対してFTA締結のラブコールが送られている。2011年9月には二国間投資協定に準じる「日台民間投資取り決め」も締結され、日台経済関係の緊密化が図られた。

ロシアについては、BRICsの一角として市場規模は大きいですが、平均関税率が10%を超えるなど日本の輸出障壁はまだ高い。また各種の投資障壁や税関手続きの透明性などに改善の余地が多く、これらが改善することのビジネスチャンスの拡大機会は大きい。特にロシアに対しては自動車輸出が全体の65.5%を占めているが、約10%の関税率が課されていることからFTA締結を通じた関税削減効果は大きい。ただしロシアはようやくWTOに加盟するところであり、しばらくはWTO加盟の際の貿易投資の自由化状況やルールの運用状況を見極めるのが適

当という声もある。

ブラジルは世界有数の新興市場との位置付けで、近年は日本から機械や自動車などの輸出や企業進出が相次いでいる。直接投資額も資源分野などを中心に大きく伸びている。ブラジルについては2003年からメルコスールの枠組みで日本とのFTA締結を求める声が多く、日本の経済界の期待も大きかったが、議論は大きく進展しないまま現在に至っている。2011年には日本が初めてメルコスール首脳会合に招待されて、同地域との経済関係を強化する動きが再び始まっている。

以下、南ア、トルコ、イスラエル、パキスタン、ノルウェー、エジプト、バングラデシュについても各々日本からの輸出が10億ドルから40億ドルと規模が大きく、日本からは自動車、機械などが輸出されている。ただし、平均関税率は南ア、トルコ、イスラエルの1ケタ台を除いていずれも十数%に達している。特に自動車輸出については各国とも自動車産業を誘致していることもあり、いずれも関税率が高いため、FTA締結による関税削減効果は大きい。自動車については、南アも10%を超える関

税率を課している。これらのうちパキスタン、エジプト、バングラデシュとは日本は二国間投資保護協定を締結済みであるが、FTAの締結を通じたハイレベルな投資協定の締結によって、日本企業が現地進出する際の規制や手続きなどが高い透明性のもとで運用されることになり、日本企業の海外進出の安全性を高めることになる。南ア、トルコ、イスラエル、パキスタン、エジプト、バングラデシュについては政府や民間などさまざまなレベルでFTA締結を求める声が大きく、日本の関税撤廃センシティブ品目との調整も検討しつつ、本格的な研究が待たれるところである。(トルコについては、2012年7月に共同研究を立ち上げることで合意している)。

### ■ 中小企業のFTA利用の実態

日本が締結しているFTAの利用率は、ジェトロ「平成23年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査(海外ビジネス調査)」によれば、大企業の47.2%に対し中小企業が30.1%であった(FTA対象国の1カ国以上と輸出または輸入を行っている企業の中で、一つ以上のFTAを利用している企業の割合)。大企業に比べ貿易量と額が小さい中小企業でも3割の企業がFTAを活用していることは、それなりに高い割合であると評価できる。

輸出、輸入別にみると、輸入では中小企業が34.7%、大企業が39.1%と、ほぼそん色ないのに対し、輸出では中小企業が24.1%、大企業が41.8%とかなりの差がある。中小企業の輸入におけるFTAの定着はFTA別の利用率でみても明らかである。例えば、タイ、インドネシアからの輸入では中小企業のほうが利用率において上回るほど浸透している。他方、輸出での利用率は、中小企業でも比較的使用の多い日タイを除くと、ほとんどの主要な対象国で中小企業のFTA利用率は大企業に比べて10ポイント程度かそれ以上低かった(図表II-28)。

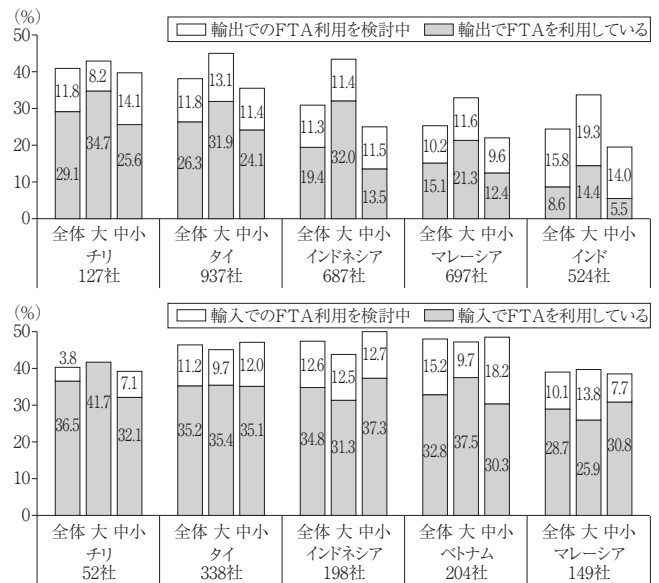
輸出/輸入別かつ大企業/中小企業別の利用率をさらに細かく業種別にみると、輸出では特定の業種で大企業とのFTA利用率の差が特に大きいことが分かる。図表II-29からは、一般機械、自動車/自動車部品/その他輸送機器、化学、鉄鋼/非鉄金属/金属製品の4業種区分で、大企業では、全業種平均値を上回る利用率がある一方で、中小企業では平均を下回っており、大企業/中小企業間の利用率の差が特に大きい。

同調査では、輸出に際してFTA優遇税率を利用していない企業にその理由をきいている。その結果、中小企業については、「FTA/EPAの制度や手続きを知らない」が29.9%と最も高かった(図表II-30)。輸出で大企業との利用率の差が大きかった4業種ではいずれも「制度や手続きを知らない」の割合が30%を大きく上回っている。

輸出におけるその他の業種の傾向をみると繊維・織物

／アパレルなど、全業種平均の交差点(×印)に対して右上に位置する3業種区分は、企業規模を問わずFTA利用率が高かった業種である。繊維分野や林産品、紙類などはマレーシア、ベトナム、インドなど一般関税率の高い国が少なくない。そのためこれらの品目については、比較的取扱量の小さい中小企業でもFTA優遇税率を利用するインセンティブが高かったと推察される。反対に、全業種平均の交差点の左下に位置する業種は、食品など一部FTA対象外の品目もあるが、一般的には、一般関税

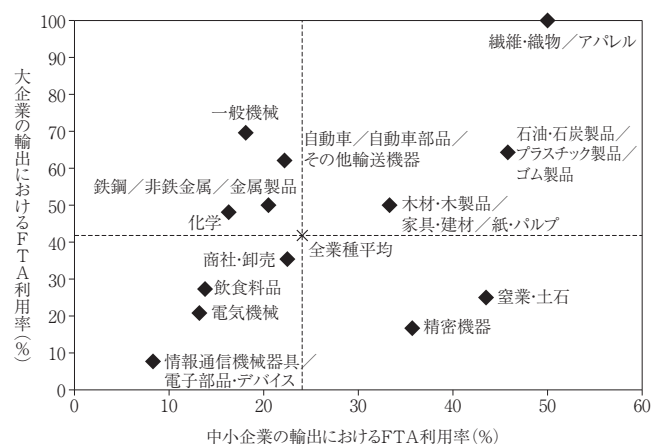
図表II-28 日本の主なFTA別利用率(輸出:上段, 輸入:下段)



[注] 企業数は、それぞれの国へ日本から輸出を行っている、またはそれぞれの国から日本へ輸入を行っている企業数。大は大企業、中小は中小企業。

[資料] 図表II-29, 30, 31とも、「平成23年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査(ジェトロ海外ビジネス調査)」(ジェトロ)から作成。

図表II-29 輸出における業種別・企業規模別FTA利用率



[注] 日本から対象国のいずれか一つ以上へ輸出を行っている企業を母数にした、大企業/中小企業別のFTA利用率。業種別の該当企業数が25社以上の業種に限って表示。「その他製造業」「その他非製造業」は除いた。

図表Ⅱ-30 輸出に際して中小企業がFTA優遇税率を利用していない理由および回答率

項目	%
FTA/EPA の制度や手続きを知らない。	29.9
輸出先の一般関税がもともと無税で、FTA を利用する必要がない。	17.7
輸出先の一般関税とFTA の協定関税の差が小さく、FTA を利用するメリットがない。	16.3
輸出先において輸出加工区や各種保税制度などFTA 以外の制度により輸入関税が免除されており、FTA を利用する必要がない。	10.8
原産地規則の基準を満たせない。	8.2
その他	
（自由記述） 19.1% 商社など第三者を通じた間接輸出であるため	3.4
輸入者側からの要請がない、自社業務外	3.2
輸出量または金額が小さいため	3.0
手続きが煩雑、高コスト	2.2
輸出品目が優遇税率の適用対象外	1.6
取引形態が第三国を経由した三国間貿易のため	1.0
その他（メリットが感じられない、分からないなど）	1.6

〔注〕 中小企業に限定した集計（母数：498社）。

率が低いか、その他の特恵制度があり、FTA 優遇税率を利用する必要性が薄いことが考えられる。例えば情報通信機器類は、WTO のITA スキームによって主な品目が無税化されている。

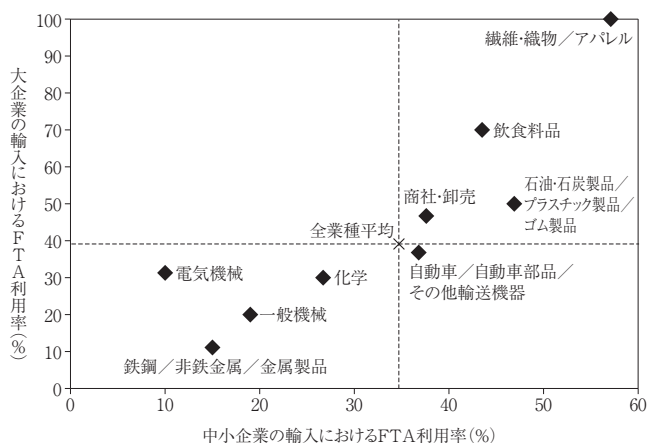
ではどの程度、一般関税率とFTA 優遇税率に差があると企業はFTA 利用のメリットを認識するのか。過去のジェトロアンケート調査（2008年度）では、「FTA 利用におよぶ関税差」を調査している。その結果、回答区分では「3～5%未満」が26.0%で最多であり、差が「5～7%未満」にのぼると全体の約3分の2が利用に及ぶとしている。しかし、中小企業では、「9～10%未満」が7.4%（大企業は同区分の回答はゼロ）、「10%以上」が13.7%（大企業は同区分の回答は7.1%）と、大企業に比べて、より大きな関税差がなければ、手続き的なコストを差し引いてもFTA 利用に踏み切るメリットがあるとは感じていないことが分かる。

輸出に際して中小企業がFTA を利用していない理由としては、多くの個別意見が寄せられた。このうち特に「間接輸出である」「輸入者側からの要請がない」という上位2項目は輸出特有の理由といえる。間接輸出については、海外ビジネス調査の対象となった中小企業では、33.6%が間接輸出に従事している。この場合、中小企業側としては、自社ビジネスは国内取引に等しく、FTA については当事者意識がないケースも多いとみられる。関税の支払いは、輸出者にコストとして跳ね返ってくることはあるにしても、貿易条件（インコタームズ）が「関税込み持込渡し条件（DDP）」の場合を除き、もっぱら輸入者が行う。このため、輸入者側からの要請がなければ、あえて原産地証明取得のための手続きを踏んでまでFTA 利用の検討に入らないという中小企業も少なくな

いのが実情と考えられる（Column II-1）。

次に輸入における利用率について検討する。図表Ⅱ-31からは、輸出に比べ、業種ごとのFTA 利用率がほぼ比例直線上に並んでいることが確認できる。これは、日本の関税率の高い品目、低い品目におおむね二分化された結果と考えられる。過去のアンケート調査（2009年度）では輸入に際してFTA 優遇税率を利用していない企業にもその理由を尋ねている。その結果では「日本での一般関税がもともと無税で、FTA を利用する必要がない」が13.2%で最高だった。日本では一般関税率が無税の品目が、非農産品では品目ベースで56.5%にのぼることを考慮すれば、「利用する必要がない」の割合が高くなることは必然であるといえる。別の見方をすると、無税品目を考慮すれば、FTA 利用率の上昇には限界があるという面もあろう。

図表Ⅱ-31 輸入における業種別・企業規模別FTA 利用率



〔注〕 対象国のいずれか一つ以上から日本へ輸入を行っている企業を母数にした、大企業/中小企業別のFTA 利用率。業種別の該当企業数が25社以上の業種に限って表示。「その他製造業」は除いた。



Column II - 1

● FTA活用を促進するには

日本のFTA運用開始から10年を経た現在でもなお、中小企業の経営者からは、「ASEANに輸出している。FTAがあるから関税がかからないと聞いているが、実際には輸入時に関税を徴税されているようだ」といった声が上がります。FTA優遇税率の適用を受けるには、輸出に際して特定原産地証明書の発給を受けることが必要だが、こうした情報が依然、十分浸透していない実態がある。

あらためてFTAの実務を大まかに整理すると図のような6段階がある(図)。中小企業にとってのFTA利用のハードルはどこにあるのか。①②は現在ではインターネットから容易に入手できる情報である。③の原産地規則要件については関税番号変更基準、付加価値基準などの確認の煩雑さが指摘される。しかしジェトロ海外ビジネス調査では輸出に際してFTAを利用していない理由として「原産地規則の基準を満たせない」と回答した中小企業は8.2%と、小さくはないものの選択肢の中では最低だった。制度を知らないという声は必ずしも原産地規則・証明手続きが原因とはいえない。⑤までくれば、あとは商工会議所など第三者の手引きで解決できるだろう。結局、FTA利用における最大のポイントは④の部分、つまりトータルのコスト対効果をどうみるかという経営判断であろう。FTA利用をメリットと感じる関税差については、海外ビジネス調査では「7%未満」と回答した企業が全体の3分の2を占めたことは参考にされたい。

実際には、中小企業ではそのような判断を行っていない場合も多いと推察される。しかし、中小企業も国際的な価格競争と無縁ではない現在、輸出側としても自ら、コストカット手段としてFTA優遇税率の利用を輸入者、あ

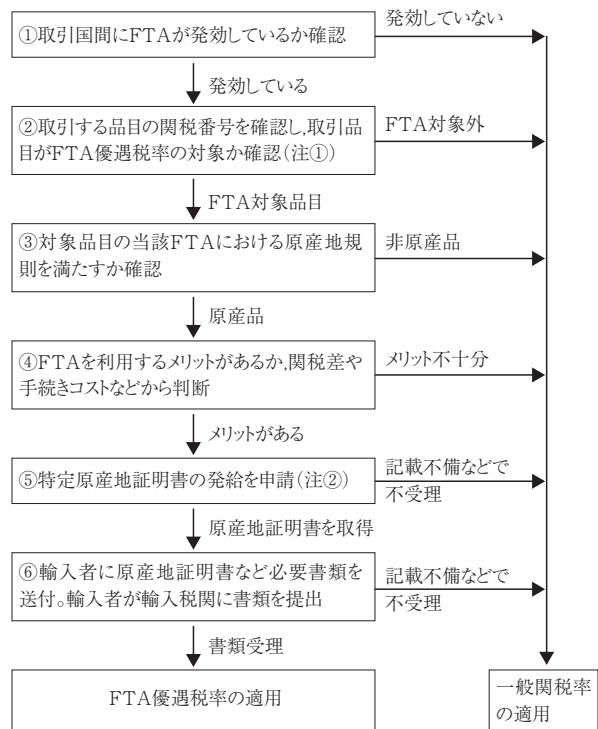
表 FTA関連問い合わせ内容(対象地域・目的別)

対象地域/ 目的	日本への輸出					合計
	日本への輸出	日本からの輸出	その他の貿易	日本からの投資	その他	
アジア	6.7	23.5	34.9	7.2	3.7	76.0
タイ	1.0	8.3	4.0	1.3	0.1	14.8
中国	0.2	1.2	11.0	0.1	0.6	13.1
インドネシア	1.7	4.1	3.6	2.1	0.7	12.2
インド	1.1	2.9	3.1	0.3	0.5	7.9
ベトナム	1.0	1.8	2.0	0.5	0.1	5.4
日本	2.9	2.0	0.5	0.0	0.2	5.6
中南米	0.9	2.5	5.2	1.6	0.8	10.8
欧州	0.3	0.7	1.9	0.1	0.6	3.6
北米	0.0	0.1	0.7	0.1	0.2	1.1
その他地域	0.1	0.8	1.0	0.0	1.0	2.9
合計	10.9	29.5	44.2	9.0	6.4	100.0

[注] 2011年度にジェトロに寄せられた問い合わせデータのうち、「国際条約・協定(FTA等)」にカテゴリ化され、かつ「FTA/EPA/自由貿易協定/経済連携協定」のいずれかの語を含む1,390件の内訳に基づく。必ずしも相談者が各取引においてFTAを利用した/利用することを意味するものではない。「その他」には日本への投資、第三国間での投資、統計・調査目的などを含む。

[資料] ジェトロ資料から作成。

図 FTA優遇税率利用までのプロセス概略



[注] ①関税番号の最終確定は輸入国税関の判断による。

②日本では主に日本商工会議所による第三者証明。一部のFTAは認定輸出者による自己証明。

[資料] ジェトロウェブサイト、経済産業省資料から作成。

るいは間接輸出先である商社などに働きかけ、間接的に応分のコストメリットを得ることも検討すべきだろう。

もちろん、手続きの煩雑さ、利用コストの高さといった声も多く、中小企業の目線に立った制度の改善も引き続き望まれる。

なお、FTAに関して2011年にジェトロに寄せられた貿易相談の傾向をみると(表)、まず地域ではアジアが全体の4分の3を占める。目的別で見ると、日本からの輸出に関する内容が、輸入の3倍あり、FTA実務の問い合わせが輸出中心であることが確認される。さらに、日本以外の第三国間での貿易を示す「その他の貿易」が全体の4割以上を占める。日本企業によるFTAの活用が日本の締結するFTAに限らず、AFTA、ASEAN中国などの第三国間のFTAにも広く及んでいることが分かる。日本がFTAを結んでいない国についても、FTA利用の可能性がないかという点も検討に値する視点である。

## ■ ASEANを中心とした第三国間FTAの活用

日本が当事者でない第三国間FTAでの活用状況はどうか。まず日本企業による利用状況をジェトロ海外ビジネス調査で追ったところ、企業による利用は拡大しつつあることが分かる（図表II-32）。

第三国間で貿易を行っていると回答した企業の割合は、ASEAN中国FTAが198社（19.1%）と最多で、次いでAFTAが163社（15.8%）、ASEAN韓国FTAが93社（9.0%）であった。これらの国・地域間で発効済みのFTAについて、例年最も利用率が高いのがAFTAである。2011年度調査でAFTAを「利用している」企業は、ASEAN域内で貿易を行っている企業のうち4割以上を占めた。その他もほぼすべてのFTAで利用率は上昇しており、特に2011年度にはタイ-オーストラリアFTA（利用率39.4%）とASEAN-オーストラリア-ニュージーランドFTA（同34.8%）の活用がいずれも3割を超えたのが特徴的であった。ASEAN-オーストラリア-ニュージーランドFTAは2010年に発効したばかりだが、オーストラリアとニュージーランドが9割の品目の関税を即時撤廃しているため、大洋州とのFTAを持たない日本にとってはASEAN経由での利用価値が高い。タイから大洋州向けのFTA利用品目は最終製品が多く、タイが同地域への供給拠点となっていることがうかがえる。

同じく2010年に発効したASEANインドFTAの利用率が横ばいである一方、タイ-インドFTAの活用は、「利用を検討中」を含めて大きく拡大した。インドのASEANとの貿易額のうち1割をタイが占めるが、そのタイとは

2004年に既にアーリーハーベスト（早期関税削減・撤廃）82品目に限ってFTAが発効していた。ASEANインドFTAを「利用している」と回答した4社はいずれも、タイ-インドFTAも併用しており、現状ASEANインドFTAがタイ-インドFTAに代替するものではないことが伺える。ただ、インドの対ASEAN貿易において最大の相手国はタイではなくインドネシアだ。この二国間でのFTAは存在しないため、タイと並ぶ製造拠点であるインドネシアからインドへの輸出において、今後ASEANインドFTAの活用が増加する可能性はある。

第三国間FTAを利用するのは大企業だけではない。すべての第三国間FTAで、中小企業による利用率は4割を超えた。特にタイ-オーストラリアFTAにおいては、同国間で貿易を行っている中小企業11社のうち、6社が実際に利用、2社が利用を検討している。

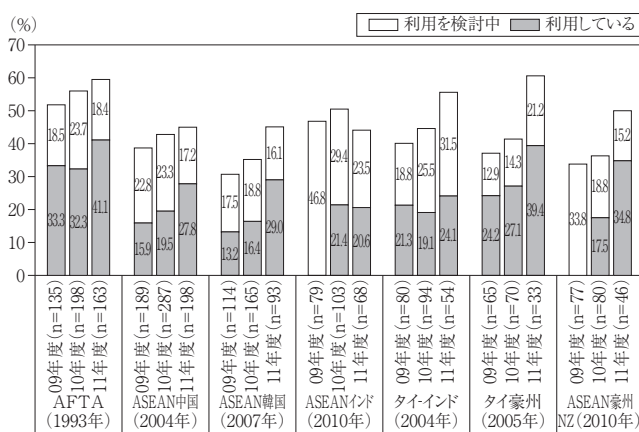
アジア大洋州地域におけるFTAの利用状況は、ASEAN側の統計からも把握できる。図表II-33では、タイ、マレーシア、ベトナムからFTAを利用して輸出された金額の、輸出総額に占める比率を示した。

3カ国のAFTAを利用した輸出額（2011年）は合計で291億ドル、対ASEAN向け輸出総額の24.0%を占める。関税削減・撤廃の進展とともに利用率は年々高まってきた。タイにおけるAFTA利用率が2011年に伸び悩んだ要因として、自動車輸出の減少が考えられる。タイ商務省によると、AFTA利用額が大きい品目として例年自動車分野が上位を独占している（図表II-34）。ASEAN諸国の自動車輸入関税は概して高いため、AFTAの恩恵を受けやすい分野である。しかし2011年のタイの洪水により自動車工場も多くが被災した。2010年にはAFTA利用額上位10品目中8品目が自動車関連だったが、2011年には5品目に減少し、それぞれの品目の輸出額も軒並み縮小した。これに対してASEAN諸国への輸出総額は全体として2割増えたため、結果的に利用率が低下したとみられる。一方、パーム油や液晶テレビでのAFTA利用が多いマレーシアでは、利用率が前年から2.5ポイント上昇した。

AFTAの次に利用額が大きいASEAN中国FTAでは、利用率が既にAFTAを上回っている。2012年からはノーマルトラック例外品目<sup>(注3)</sup>が無税に、センシティブリスト品目<sup>(注4)</sup>の関税率も20%以下に削減された。域内全体では3,000品目を超える関税が新たに削減されることとなるため、同FTAの利用は今後も増加すると予想される。

(注3) 一般スケジュール通りに関税を削減し最終的には無税化するノーマルトラック品目（NT）のうち、撤廃期限が遅い品目。  
(注4) 一定の期間まで関税削減を猶予される品目。

図表II-32 日本企業によるASEAN+1FTAの利用状況（企業数ベース）



[注] ① FTA名の下のは発効年。nはFTA発効国間で貿易を行っている企業の数。  
② ASEANインド、ASEAN豪州NZは、2009年度時点では未発効だったため「利用している」の数値はなし。  
③ アンケート調査全体の回答数は、2009年度：935社、2010年度：1,002社、2011年度：1,034社。2011年度は比較可能なジェトロメンバーズ企業のみ。

[資料] 「平成21～23年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）から作成。

図表II-33 タイ、マレーシア、ベトナムにおける各FTAの利用状況（輸出）  
（単位：100万ドル、%）

国	相手国・地域	FTA	FTAを利用した輸出額			輸出総額に対する比率		
			2009年	2010年	2011年	2009年	2010年	2011年
タイ	ASEAN	A F T A	9,671	14,015	15,182	29.9	31.6	28.2
	中国	ASEAN中国	3,990	7,387	9,372	24.8	34.4	34.5
	韓国	ASEAN韓国	-	881	2,216	-	24.4	48.9
	インド		352	1,466	1,972	11.0	33.4	38.4
		ASEANインド	-	900	1,224	-	20.5	23.8
		タイ-インド7-リハーベスト品目	352	566	748	69.0	74.1	80.0
大洋州	タイ豪州, ASEAN豪州NZ	4,316	5,640	5,131	50.5	55.5	58.5	
日本	日タイ, ASEAN日本	4,281	4,831	6,148	27.3	23.7	25.4	
マレーシア	ASEAN	A F T A	5,186	8,833	11,208	12.8	17.5	20.0
	中国	ASEAN中国	2,381	4,426	7,131	12.4	17.8	23.9
	韓国	ASEAN韓国	4,195	4,941	4,294	72.5	65.4	50.8
	インド	ASEANインド	-	703	1,442	-	10.8	15.6
	大洋州	ASEAN豪州NZ	-	861	1,275	-	10.3	13.9
	日本	日マレーシア, ASEAN日本	2,344	3,038	4,448	15.4	14.6	17.0
ベトナム	ASEAN	A F T A	902	1,453	2,712	10.5	14.0	23.6
	中国	ASEAN中国	1,065	1,832	2,441	21.7	25.1	24.2
	韓国	ASEAN韓国	1,651	2,012	4,311	80.0	65.1	93.3
	インド	ASEANインド	-	24	120	-	2.4	9.8
	大洋州	ASEAN豪州NZ	-	250	445	-	8.8	14.3
	日本	日ベトナム, ASEAN日本	1,750	2,343	3,272	27.8	30.3	31.1
合計	A F T A		15,758	24,301	29,102	19.4	23.1	24.0
	A S E A N 中国		7,436	13,645	18,943	18.5	25.4	28.2
	対 イ ン ド		-	2,193	3,534	-	18.4	22.7
	対 日 本		8,374	10,212	13,867	22.5	20.9	22.8

〔注〕①大洋州は、2009年はオーストラリアのみ、2010年以降はオーストラリアとニュージーランド。

②ASEAN域外国との多国間FTAは、当該国向けのみならず、原産地比率の累積を目的にASEAN域内向けに使われる場合もある。

〔資料〕タイ商務省、マレーシア通商産業省、ベトナム商工省、各国貿易統計、“DOT, June 2012” (IMF) から作成。

図表II-34 タイ・マレーシアの輸出における主要FTA利用品目  
(2011年)

相手国・地域	FTA	タイ	マレーシア
ASEAN	A F T A	自動車・自動車部品、エアコン、化学品、でん粉	パーム油、液晶テレビ、エチレン、エアコン、鉄鋼
中国	ASEAN中国	ゴム、キャッサバ、化学品、プラスチック	ゴム、化学品、アルコール
韓国	ASEAN韓国	ゴム、石油、圧縮機、化学品、エビ、糖みつ、すず	天然ガス、石油、パーム油、ブタン、プロパンガス
インド	タイ-インド	貴金属、エアコン、アルミ、ポンプ、プラスチック	-
	ASEANインド	エンジン、化学品、自動車部品	液晶ディスプレイ、化学品、パーム油、エアコン
大洋州	ASEAN豪州NZ	洗濯機、眼鏡用レンズ、自動車部品、貴金属、衣類	ショートニング、大豆油、木製家具
	タイ豪州	自動車、水産物、エアコン、貴金属	-
日本	日タイ/日マレーシア	鶏肉、水産物、板ばね、プラスチック	パーム油、化学品、アルコール
	ASEAN日本	繊維、エビ、合成繊維、プラスチック	木製合板、パーム油、アルコール、化学品

〔資料〕タイ商務省およびマレーシア通商産業省から作成。

る。ASEAN中国FTAが利用される品目としては、タイ、マレーシアとも、原料品であるゴムや化学品が多い。

2010年に発効したASEAN韓国FTAは、2011年のタイによる利用額が倍増し、利用率も5割に迫った。同じ年に発効したASEANインドFTAと比べて、その活用の拡大は顕著である。タイからの輸出で利用される品目としては、タイヤ・チューブなどの原料に使われる技術的格付け天然ゴム (HS400122) が最多で利用率も7割を超える。韓国でゴムを加工し、再びASEAN諸国に輸出していると推測される。ASEAN韓国FTAはマレーシアにとっては最も利用率が高く、FTA利用輸出額の約半分を液化天然ガスを筆頭に化石燃料 (HS27類) が占める。韓国としては、一次産品の安価での調達のためにASEANとのFTAをうまく利用しているようである。ベトナムのFTA利用統計では品目別の動向は不明だが、韓国のベトナムからの輸入においてはやはり化石燃料が最多、次いで衣類、水産物となっており (2011年時点)、それぞれこの数年間の輸入額は急増している。韓国側でこうした品目が一部高関税であることから、その部分でFTAが使われている可能性が高い。

タイによるオーストラリアとのFTA利用率は、推移は安定しているが、ほかのFTAと比べて極めて高い。オーストラリアは最終消費市場と位置付けられており、自動車やエアコン、貴金属製装飾品などの最終製品でよく利用される。

ASEANインドFTAもタイの輸出において順調に利用率が伸びている。アーリーハーベスト82品目については従来から高い利用率を記録していたが、その他の品目の自由化が進んでいなかったため、2009年までの対インドの利用率は1割にとどまっていた。幅広い品目をカバーしたASEANインドFTAが2010年に発効したことで、ふたつのFTAを合わせた利用率は今や4割に迫る。一方マレーシアとインドとの関係では、2011年7月に両国間FTAが発効し、ASEANインドFTAよりも早いペースでの関税削減・撤廃が進む予定である。スケジュールが早まるのは一部品目を除き最大6カ月間と短い期間だが、今後マレーシアによる両FTAの利用がそれぞれどのように変化するか注目される。

タイは、輸出とともにFTAを利用した輸入額も公表している。これによると、2011年の輸入における利用率はAFTAが21.8%、ASEAN中国FTAが20.7%、ASEAN



韓国FTAが11.3%，インドとのFTAで3.9%，大洋州とのFTAで13.6%，日本とのFTAで11.4%である。利用率は全般的に輸出と比べて低いが，年々上昇している。中でもAFTAとASEAN中国FTAは利用率が2割を超え比較的よく利用されている。AFTAで使われる品目が精製銅，石炭，テレビ，自動車部品など幅広い一方で，ASEAN中国FTAでは鉄鋼（HS722530，HS721049）が利用額の約5割を占めた。ASEAN韓国FTAの利用率は2011年に前年比で倍となったが，ここでも対中国と同様に鉄鋼，特にフラットロール製品（HS722530）での利用が顕著だ。同品目のタイにとっての最大の輸入相手国は日本だが，日タイFTAや日本ASEANFTAにおいては，2014年3月まで5%の関税がかかるスケジュールとなっている。一方対中国と韓国のFTAにおいては2010年から無税化したため，利用品目として急浮上し，品目に絞った利用率ではいずれのFTAにおいても約9割に達する。つまり，タイが中国と韓国から輸入するHS722530のほとんどが，FTAを利用して輸入したものである。中国と韓国からの同製品の輸入総額は2011年にはそれぞれ前年比で約10倍に増加，輸入額に占めるシェアもそれぞれ3割以上へと急拡大し，日本とほぼ並ぶ輸入先となった。関税撤廃スケジュールの違いにより，タイに対するフラットロール製品の輸出競争力という点では，中国と韓国が日本に迫りつつあると言えよう。

2010年以降，ASEANに進出している企業であればすべてのASEAN+1FTAを利用できるようになり，実際に活用が進んでいることが各データによって示された。

ASEAN域内の関税撤廃をベースに，中国やインドなどの大国へのアクセスが改善し，域内分業や集約生産を行いやすい環境が整ってきたことを意味する。これを反映しアジア大洋州地域の緊密化も進んだ。ASEAN+6の域内貿易額は2011年には4兆5,328億ドルと，2000年比で4.1倍に増加した。域内貿易比率は年々上昇しており，2011年時点の域内依存関係はNAFTAよりも強い（図表II-35）。ASEAN+1FTAの発効に伴い，ASEANと周辺国との域内貿易比率も高まった。

物品貿易自由化の効果はこのように一部数字にも表れているが，アジアのFTA交渉においては今後，投資やサービスといった分野でも自由化が進む予定だ。消費市場として重要性を増すアジアにおいて，物品以外の分野の開放は域内緊密化を一層促すことが予想される。

図表II-35 世界主要地域の域内貿易比率の推移

(単位：%)

		1980年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2011年
アジア	A S E A N + 6	33.2	33.0	40.3	40.6	43.0	44.1	44.2
	A S E A N + 3	28.9	28.6	36.9	37.4	39.1	38.7	38.7
	A S E A N	15.9	17.0	21.0	22.7	24.9	24.6	24.7
	ASEAN + 中国	14.9	15.8	19.1	20.1	20.7	20.7	21.5
	ASEAN + 韓国	15.1	16.1	20.9	22.4	23.2	23.9	24.3
	ASEAN + インド	15.1	16.5	20.7	22.3	23.8	23.4	23.6
	ASEAN + 日本	23.4	21.7	27.4	26.4	26.0	26.7	26.9
日本 + 中国 + 韓国	10.3	12.3	18.6	20.3	23.7	22.1	21.3	
米州	N A F T A	33.2	37.2	42.0	46.8	43.0	40.0	40.3
欧州	E U 2 7	57.5	65.4	65.4	65.1	65.2	65.2	64.8
A P E C		57.5	67.5	71.6	72.3	69.3	67.0	65.7
T P P		36.0	40.0	44.3	48.1	43.5	39.0	39.0

- [注] ①ASEAN+6は，ASEANおよび日本，中国，韓国，オーストラリア，ニュージーランド，インド。  
 ②ASEAN+3は，ASEANおよび日本，中国，韓国。  
 ③APECは，オーストラリア，ブルネイ，カナダ，チリ，中国，香港，インドネシア，日本，韓国，マレーシア，メキシコ，ニュージーランド，パプアニューギニア，ペルー，フィリピン，ロシア，シンガポール，台湾，タイ，米国，ベトナム。  
 ④TPPは，現在の交渉9カ国にカナダ，メキシコを加えて集計した。  
 ⑤域内貿易比率は，(域内輸出額+域内輸入額)÷(対世界輸出額+対世界輸入額)×100で算出。

[資料] “DOT, June 2012” (IMF) および台湾貿易統計から作成。

## Column II - 2

## ●対米輸出におけるFTAの利用状況

米国国際貿易委員会（ITC）はFTAを利用した米国への輸入額をFTA別、品目別に公表しており、米国のFTA利用率はもちろんのこと、輸入におけるFTA利用率にみられる一般的な傾向を把握する上でも参考になる。

対象国全体の貿易に占める利用率は2011年で52.4%であり、過去数年50%前後で推移している。協定別みると（表1）、2011年に利用率が上昇した対象国は、オマーン、ヨルダン、ペルーである。オマーンの対米輸出の約8割は原油・石油製品であり、原油価格の上昇が利用率にも反映された。ヨルダンとは、FTA発効から10年が経過し、主力のアパレル製品の関税撤廃が進んだことで、過去2年のFTA利用率が急上昇している。ペルーは、石油類、繊維製品（ニット）、銅などの輸出において、アンデス貿易特惠法（ATPA）の利用から、米ペルーFTAの利用に切り替わっている。反対にATPAの利用率は急減した。NAFTAの利用率は、発効時点で米国の輸入関税が最恵国待遇（MFN）ベースでは有税であった品目（鉄鋼、紙・パルプ、一般機械、家具など）の多くが無税化された結果、利用率は徐々に低下し、過去数年ほぼ5割で安定している。

品目別の利用率（全協定）を、HS番号2ケタレベルでみると（表2）、農産物、プラスチック類、自動車・同部品、衣類など一般関税率が有税の品目では、対象国からの輸入の8割からほぼ100%と、利用率は極めて高い。自動車は多くの品目で2.5%、プラスチック類は最大6.5%、衣類は平均関税率が11.7%と一般関税率が高いため、それぞれFTAの利用価値が高いことを反映している。他方、鉄鋼、紙パルプなど一般関税率がほぼ無税である品目は当然ながら利用率は低い。前年と比較しても、利用率はほぼ横ばいであり、FTAを利用するメ

リットが認識されている品目はほぼ定着しているといえそうだ。

このようにFTAの利用率は、一定比率に達すると、別のFTAによる転換効果が作用しない限り横ばいをたどるといった傾向がある。

米国では2012年前半に、対韓国、コロンビアFTAが発効し、対パナマも近々発効見込みであり、利用率の推移が引き続き注目される。

表2 米国の輸入におけるFTAの利用状況（主要輸入品目別）  
（%、100万ドル）

HS番号 2ケタ	品目概要	FTA利用率	輸入額 (2011年)
07	野菜	99.6	6,413
39	プラスチック類	95.6	14,990
87	自動車類	93.9	96,043
62	衣類（アパレル）	86.6	5,218
61	衣類（主にニット類）	83.9	9,093
40	ゴムおよびその製品	76.0	5,598
29	有機化学品	67.6	10,155
08	果物・ナッツ	60.5	6,952
85	電気機器	48.5	74,975
27	鉱物性燃料	45.3	151,814
76	アルミニウム類	32.0	8,871
73	鉄鋼製品	28.7	7,290
84	一般機械	28.3	65,634
44	木材・木製品	22.7	6,109
90	精密機器	22.1	17,785
94	家具類	16.7	10,241
71	貴金属	4.7	31,555
72	鉄鋼	3.5	8,755
88	航空機および宇宙機器	0.1	6,649
30	医療用品	0.1	11,619
31	肥料	0.0	5,505
48	紙・パルプ	0.0	8,859
全品目		52.4	680,121

〔注〕対象国との貿易額。50億ドル以上の品目を列挙。

〔資料〕米国国際貿易委員会（ITC）から作成。

表1 米国の輸入におけるFTAの利用状況（協定別）

（単位：100万ドル、%）

相手国・地域	発効年	FTAを利用した輸入額					輸入総額に対する利用率				
		2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
カナダ (NAFTA)	1994年1月	157,284	159,892	108,905	141,938	155,739	50.2	47.6	48.4	51.3	49.2
メキシコ (NAFTA)	1994年1月	120,757	115,587	91,604	118,458	133,924	57.3	53.5	51.9	51.6	50.9
オーストラリア	2005年1月	3,117	3,902	2,712	2,654	2,930	36.2	36.9	33.8	30.9	28.6
シンガポール	2004年1月	903	972	824	1,056	1,041	4.9	6.1	5.3	6.0	5.4
チリ	2004年1月	4,988	4,443	3,345	4,277	5,596	55.4	54.3	56.2	61.1	61.7
ペルー	2009年2月	-	-	976	2,130	2,783	-	-	23.3	41.8	44.6
ドミニカ共和国・中米諸国 (DR-CFTA)	2006年3月～ 09年1月(順次)	8,112	9,326	8,923	10,385	11,806	43.3	48.2	47.4	43.7	42.1
バレーン	2006年8月	199	288	258	274	326	31.8	53.4	55.6	65.3	62.9
イスラエル	1985年8月	2,750	3,162	2,493	2,725	2,661	13.2	14.2	13.3	13.0	11.6
ヨルダン	2001年12月	313	280	240	606	870	23.4	24.6	26.0	62.2	82.1
モロッコ	2006年1月	136	161	114	163	202	22.3	18.3	24.5	23.8	20.3
オマーン	2009年1月	-	-	456	335	1,385	-	-	50.3	43.4	62.7
アフリカ成長機会法 (AGOA)		23,694	28,001	12,737	15,374	17,392	36.6	34.5	29.4	25.2	24.5
アンデス貿易特惠法 (ATPA)		10,637	13,012	5,908	6,598	1,827	51.2	46.5	28.4	23.4	4.7

〔資料〕米国国際貿易委員会（ITC）から作成。